

|                                                                        |                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>さいたま市契約公報</b></p> <p><b>第 2 号</b></p> <p>令和 7 年 1 月 3 1 日 発行</p> | <p>発行所</p> <p>さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号</p> <p>さいたま市役所</p> <p>(財政局契約管理部契約課)</p> |
|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|

## 目 次

### 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（7 件）

|                                                                                  |     |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ○（仮称）さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校<br>整備（建築）工事……………                                      | 3   |
| ○（仮称）さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校<br>整備（機械設備）工事……………                                    | 9   |
| ○重金属固定剤（飛灰処理用）（単価契約）……………                                                        | 1 6 |
| 重金属固定化剤（単価契約）……………                                                               | 1 6 |
| ○広報紙「市報さいたま」の印刷（単価契約）……………                                                       | 2 0 |
| ○レーザプリンタ用トナーカートリッジ<br>（F u j i F i l m D o c u P r i n t 3 5 0 0 d 用）（単価契約）…………… | 2 3 |
| ○再生コピー用紙（A 4）（単価契約）……………                                                         | 2 7 |
| ○館岩少年自然の家建物管理業務……………                                                             | 3 1 |

### 特定調達契約の落札者等の公示

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| ・さいたま市健康管理システム改修業務……………           | 3 5 |
| ・さいたま市住民税非課税世帯物価高支援給付金総合事務業務…………… | 3 5 |

### 一般競争入札の告示（40 件）

|                                                                                  |     |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ○令和 7 年度さいたま市長記者会見インターネット配信業務……………                                               | 3 5 |
| ○令和 7 年度さいたま市「市報さいたま」拠点施設等配達業務……………                                              | 3 8 |
| ○令和 7 年度さいたま市「市報さいたま」宅配業務……………                                                   | 4 2 |
| ○レーザプリンタ用ドラムカートリッジ<br>（F u j i F i l m D o c u P r i n t 3 5 0 0 d 用）（単価契約）…………… | 4 6 |
| ○再生コピー用紙（A 3）（単価契約）……………                                                         | 4 9 |
| ○さいたま市市税等徴収金収納業務……………                                                            | 5 2 |
| ○さいたま市マイナンバーカード予約コールセンター等運営業務……………                                               | 5 7 |
| ○さいたま市支所・市民の窓口公金警備輸送等業務……………                                                     | 6 0 |
| ○さいたま市区役所区民課・支所等巡回メール業務……………                                                     | 6 2 |
| ○令和 7 年度さいたま市臨時グラウンド清掃及び除草業務……………                                                | 6 5 |
| ○さいたま市立病院中央材料室運営・清潔区域管理業務……………                                                   | 6 8 |
| ○さいたま市立病院給食業務……………                                                               | 7 2 |
| ○さいたま市立病院電話交換業務……………                                                             | 7 5 |
| ○さいたま市立病院洗濯等業務……………                                                              | 7 9 |
| ○さいたま市立病院臨床検査業務（内分泌学的検査他）……………                                                   | 8 3 |
| ○さいたま市立病院臨床検査業務（腫瘍関連検査他）……………                                                    | 8 6 |

|                                |       |
|--------------------------------|-------|
| ○さいたま市立病院警備・駐車場等管理業務           | 9 0   |
| ○さいたま市立病院感染性廃棄物処理（処分）業務        | 9 4   |
| ○さいたま市立病院感染性廃棄物処理（収集運搬）業務      | 9 7   |
| ○さいたま市立病院事業系一般廃棄物収集運搬業務        | 1 0 1 |
| ○さいたま市立病院設備管理業務                | 1 0 4 |
| ○さいたま市立病院放射線（R I）管理区域環境管理業務    | 1 0 8 |
| ○さいたま市立病院機密文書（溶解）廃棄業務          | 1 1 2 |
| ○さいたま市立病院医事業務                  | 1 1 6 |
| ○さいたま市立病院カルテ保管業務               | 1 2 0 |
| ○さいたま市国民健康保険資格確認書等封入封緘業務       | 1 2 2 |
| ○さいたま市子どもケアホームプログラム運営業務        | 1 2 6 |
| ○令和7年度さいたま新都心バスターミナル管理業務       | 1 2 9 |
| ○さいたま市消防局救急資器材管理供給業務           | 1 3 3 |
| ○さいたま市消防局酸素ボンベ充てん及び容器再検査業務     | 1 3 6 |
| ○さいたま市学校給食費等帳票印刷封入封緘業務         | 1 3 9 |
| ○さいたま市立学校給食センターボイラー設備保守管理業務    | 1 4 2 |
| ○さいたま市立学校給食センター学校給食配送業務        | 1 4 5 |
| ○さいたま市24時間子どもSOS窓口業務（平日夜間及び休日） | 1 4 8 |
| ○さいたま市SNSを活用した相談窓口業務           | 1 5 1 |
| ○さいたま市中学校ICT支援員委託業務            | 1 5 5 |
| ○さいたま市青少年宇宙科学館設備管理業務           | 1 5 8 |
| ○さいたま市立中央図書館外3館窓口等業務           | 1 6 1 |
| さいたま市立武蔵浦和図書館外6館窓口等業務          | 1 6 1 |
| さいたま市立大宮西部図書館外5館窓口等業務          | 1 6 1 |
| さいたま市立春野図書館外6館窓口等業務            | 1 6 1 |
| ○さいたま市市議会だより企画編集・印刷製本業務        | 1 6 4 |
| ○さいたま市議会公用車運転管理業務              | 1 6 8 |

#### 公募型プロポーザル方式の手続の開始（1件）

|                                |       |
|--------------------------------|-------|
| ○さいたま市地域包括支援センター設置運営業務（桜区北部圏域） | 1 7 1 |
|--------------------------------|-------|

#### 〔水道局〕

##### 特定調達契約の落札者等の公示

|                  |       |
|------------------|-------|
| ・水道メーターの購入（その10） | 1 7 4 |
| 水道メーターの購入（その11）  | 1 7 4 |
| 水道メーターの購入（その12）  | 1 7 4 |
| 水道メーターの購入（その13）  | 1 7 4 |
| 水道メーターの購入（その14）  | 1 7 4 |

##### 一般競争入札の告示（2件）

|           |       |
|-----------|-------|
| ○水道施設警備業務 | 1 7 4 |
|-----------|-------|

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

**さいたま市公告（調達）第 1 5 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 1 5 年さいたま市規則第 1 3 2 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 3 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

**1 競争入札に付する事項**

(1) 契約整理番号

0 6 - 5 2 0 8 - 2 8

(2) 工事名

（仮称）さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備（建築）工事

(3) 工事場所

さいたま市南区沼影 2 - 7 - 3 5 外

(4) 工事期間

議会の議決を得たる日から令和 1 0 年 1 月 1 4 日まで

(5) 工事概要

新築工事 延べ面積 3 5 1 5 2 . 3 8 m<sup>2</sup> R C 造一部 S 造 地上 5 階建て

(6) 予定価格

1 4 , 8 6 1 , 0 0 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 調査基準価格

設定する（失格基準なし）。

(8) 本工事は、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 6 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(9) 本工事は、「さいたま市営繕工事における週休 2 日促進工事」の対象案件である。

(10) 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。

(11) 本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。

**2 入札参加資格**

本工事の入札に参加できるのは、次の(1)から(11)までの要件を満たす構成員により結成された 3 者による特定共同企業体とし、その結成方法は、(12)によるものとする。

- (1) 令和 6 年度さいたま市の特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種「建築工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和 5 ・ 6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に同業種で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業種について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和 7 年 2 月 1 3

日（木）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札参加資格の確認申請の日から開札日までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定がされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、名簿に登載されている者に限る。

(5) 本入札の公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入している者であること。ただし、社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

(6) 入札参加資格の確認申請の日において、建築一式工事に係る建設業法による特定建設業の許可を受けている者であること。

(7) 本入札の公告日から令和7年3月12日（水）までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

(8) 本入札の公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

(9) 代表構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、建築一式工事について1,250点以上であること。ただし、2(4)の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。

イ 本公告日において、平成26年度以降に、1棟の延べ面積17,000㎡以上で、地上5階建て以上の建物の新築、増築又は改築工事（ただし、増築又は改築工事にあたっては、当該増築又は改築部分について延べ面積17,000㎡以上であること。）を、元請として完成させた実績があること（ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

ウ 次の要件を満たす監理技術者を専任で施工現場に配置することができること。

(ア) 建設業法における建築工事に係る監理技術者資格者証を有する者かつ監理技術者講習を受

けている者であること。

(イ) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者であること。

(10) 代表構成員以外の構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評  
定値通知書における総合評定値が、建築一式工事について950点以上であること。ただし、  
2(4)の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。

イ 次の条件を満たす主任技術者を専任で施工現場に配置することができること。

(7) 建設業法における建築工事に係る主任技術者の資格を有している者であること。

(イ) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者であること。

(11) 官公需適格組合については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合数値を、令  
和5年さいたま市告示第520号の3(1)に定める算出方法の特例により算出した客観点数に読み  
替えて算定できるものとする。

(12) 特定共同企業体の結成方法

ア 3者による自主結成とする。

イ 構成員の出資比率は、20%以上とし、代表構成員の出資比率は、構成員中最大とする。

ウ 事業協同組合とその組合員は、同一の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加す  
ることはできない。

エ 1者が複数の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼  
玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札コアシス  
テムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書の交付等

さいたま市ホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。

### 5 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。  
ただし、明らかに入札参加資格がないと認められるときは、書類を受理しない。また、受理した書  
類等の返却は行わない。

#### (1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

また、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札方式参加申請書とともに書面により提  
出すること。

#### (2) 提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

担当 工事契約第1係 電話 048（829）1180

#### (3) 提出期間

令和7年2月7日（金）から令和7年2月19日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例  
（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除  
く午前9時から午後4時まで）

(4) 提出部数

1 部

6 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

5(2)に同じ

(2) 交付日時

令和7年2月25日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。また、通知を受けた者は、その理由について、令和7年2月25日（火）から令和7年2月27日（木）（午前9時から午後5時まで）までに5(2)に対し、書面又は口頭で説明を求めることができる。この場合、説明を求めた者に対し、令和7年3月3日（月）午後5時までに書面又は口頭により回答する。

7 入札書の提出方法

入札書の提出方法は次のとおりとする。なお、変更する場合は、別途通知する。

(1) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

(2) 提出期間

令和7年3月10日（月）午前9時から令和7年3月12日（水）午後5時まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

(3) 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課  
工事契約第1係

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年3月13日（木）午後1時30分

(2) 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としてすることがある。

10 入札保証金

免除する。

## 1 1 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (3) 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (4) 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書類を提出した者がした入札
- (7) 予定価格を超えた金額による入札
- (8) 郵送又は持参による入札の場合において、次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札者の押印のない入札書による入札

イ 金額を訂正した入札書による入札

ウ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札

エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札

オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

カ 代理人で委任状を提出しない者がした入札

キ 他人の代理を兼ねた者がした入札

ク 2 以上の入札書を提出した者がした入札又は 2 者以上の代理をした者がした入札

ケ 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった者の入札

- (9) その他公告に示す事項に反した者がした入札

## 1 2 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）を納付又は次に掲げる有価証券等を担保として提出しなければならない。

ア 政府の保証のある債券

イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 2 9 年法律第 1 9 5 号）第 3 条の金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払い保証した小切手

ウ 銀行等の保証証書

エ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証証書

- (2) 次に掲げる者は、契約保証金の納付について免除する。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者

イ 委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、その履行保証証券を提出した者

- (3) 契約保証金は、契約の履行後、受注者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、受注者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

## 1 3 支払条件

- (1) 前金払

当該会計年度における支払限度額の10分の4以内とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 中間前金払

契約締結時に中間前金払を選択することができる。中間前金払を選択したときの中間前払金の額は、当該会計年度における支払限度額の10分の2以内とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 部分払

3か月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度とする。ただし、中間前金払を選択した場合においては、当該会計年度末に部分払を請求する場合を除き、部分払を請求することはできない。

1.4 その他

(1) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所  
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部契約課  
電話   048（829）1179   FAX   048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部契約課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 落札者は、5により確認を受けた配置予定の技術者を当該工事に専任で配置すること。

(4) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 開札は、一般に公開するものとする。ただし、傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

(6) 議決の要否

要

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取りかわし、議会の議決後に本契約を締結する。

(7) 契約書作成の要否

要

契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。

(8) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(9) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期

又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、さいたま市財政局契約管理部契約課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

#### 1 5 担当課

(1) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市財政局契約管理部契約課  
電話   0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 1 8 0    F A X   0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 8 6

(2) 工事を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市建設局建築部営繕課  
電話   0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 5 2 8    F A X   0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 8 2

#### 1 6 Summary

(1) Contract for tender:

Municipal school construction near Musashi-Urawa Station

(2) Date and time of tender:

From March 10, 2025, 9:00 a.m. to March 12, 2025, 5:00 p.m.

(3) Date and time of bid opening:

March 13, 2025, 1:30 p.m.

(4) Point of contact for the notice:

Contract Division, Contract Management Department, Finance Bureau  
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City  
Tel: 048-829-1180

### さいたま市公告（調達）第 1 6 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 1 5 年さいたま市規則第 1 3 2 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 3 1 日

さいたま市長   清   水   勇   人

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 契約整理番号

0 6 - 5 2 0 8 - 2 9

(2) 工事名

（仮称）さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備（機械設備）工事

(3) 工事場所

さいたま市南区沼影 2-7-35 外

(4) 工事期間

議会の議決を得たる日から令和 1 0 年 1 月 1 4 日まで

(5) 工事概要

空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 自動制御設備工事一式 衛生器具設備工事一式  
給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 厨房設備工事一  
式 ガス設備工事一式 雨水ろ過設備工事一式

(6) 予定価格

3, 241, 700, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 調査基準価格

設定する（失格基準なし）。

(8) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(9) 「（仮称）さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備（建築）工事」の落札者が決まらないときは、本件入札に関する開札を中止する場合がある。

(10) 「（仮称）さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備（建築）工事」の入札の結果、落札者決定を保留した場合には、本入札においても落札者の決定を保留する。

(11) 本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日促進工事」の対象案件である。

(12) 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。

(13) 本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。

## 2 入札参加資格

本工事の入札に参加できるのは、次の(1)から(11)までの要件を満たす構成員により結成された3者による特定共同企業体とし、その結成方法は、(12)によるものとする。

(1) 令和6年度さいたま市の特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種「管工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に同業種で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業種について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和7年2月13日（木）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札参加資格の確認申請の日から開札日までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を

された者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、名簿に登載されている者に限る。

- (5) 本入札の公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入している者であること。  
ただし、社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- (6) 入札参加資格の確認申請の日において、管工事に係る建設業法による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (7) 本入札の公告日から令和7年3月12日（水）までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- (8) 本入札の公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。
- (9) 代表構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、管工事について900点以上であること。ただし、2(4)の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。

イ 本公告日において、平成26年度以降に、1棟の延べ面積5,000㎡以上の建物の新築、増築又は改築工事（ただし、増築又は改築工事にあたっては、当該増築又は改築部分について延べ面積5,000㎡以上であること。）に係る空調設備工事又は給排水設備工事を、元請として完成させた実績があること（ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

ウ 次の要件を満たす監理技術者を専任で施工現場に配置することができること。

(7) 建設業法における建築工事に係る監理技術者資格者証を有する者かつ監理技術者講習を受けている者であること。

(4) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者であること。

- (10) 代表構成員以外の構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、管工事について850点以上であること。ただし、2(4)の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。

イ 次の条件を満たす主任技術者を専任で施工現場に配置することができること。

(7) 建設業法における管工事に係る主任技術者の資格を有している者であること。

(4) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者であること。

- (11) 官公需適格組合については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合数値を、令和5年さいたま市告示第520号の3(1)に定める算出方法の特例により算出した客観点数に読み替えて算定できるものとする。

- (12) 特定共同企業体の結成方法

ア 3者による自主結成とする。

イ 構成員の出資比率は、20%以上とし、代表構成員の出資比率は、構成員中最大とする。

ウ 事業協同組合とその組合員は、同一の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

エ 1 者が複数の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書の交付等

さいたま市ホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。

### 5 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。ただし、明らかに入札参加資格がないと認められるときは、書類を受理しない。また、受理した書類等の返却は行わない。

#### (1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

また、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札方式参加申請書とともに書面により提出すること。

#### (2) 提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部契約課

担当 工事契約第1係   電話   048（829）1180

#### (3) 提出期間

令和7年2月7日（金）から令和7年2月19日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

#### (4) 提出部数

1部

### 6 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

#### (1) 交付場所

5(2)に同じ

#### (2) 交付日時

令和7年2月25日（火）午前9時から午後4時まで

#### (3) その他

入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。また、通知を受けた者は、その理由について、令和7年2月25日（火）から令和7年2月27日（木）（午前9時から午後5時まで）までに5(2)に対し、書面又は口頭で説明を求めることができる。この場合、説明を求めた者に対し、令和7年3月3日（月）午後5時までに書面又は口頭により回答する。

### 7 入札書の提出方法

入札書の提出方法は次のとおりとする。なお、変更する場合は、別途通知する。

(1) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

(2) 提出期間

令和7年3月10日（月）午前9時から令和7年3月12日（水）午後5時まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

(3) 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課  
工事契約第1係

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年3月13日（木）午後1時50分

(2) 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とすることがある。

10 入札保証金

免除する。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (3) 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (4) 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書類を提出した者がした入札
- (7) 予定価格を超えた金額による入札
- (8) 郵送又は持参による入札の場合において、次に掲げる入札をした者がした入札
  - ア 入札者の押印のない入札書による入札
  - イ 金額を訂正した入札書による入札
  - ウ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
  - エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
  - オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

- カ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- キ 他人の代理を兼ねた者がした入札
- ク 2 以上の入札書を提出した者がした入札又は 2 者以上の代理をした者がした入札
- ケ 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった者の入札

(9) その他公告に示す事項に反した者がした入札

## 1 2 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）を納付又は次に掲げる有価証券等を担保として提出しなければならない。

ア 政府の保証のある債券

イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 2 9 年法律第 1 9 5 号）第 3 条の金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払い保証した小切手

ウ 銀行等の保証証書

エ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証証書

(2) 次に掲げる者は、契約保証金の納付について免除する。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者

イ 委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、その履行保証証券を提出した者

(3) 契約保証金は、契約の履行後、受注者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、受注者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

## 1 3 支払条件

(1) 前金払

当該会計年度における支払限度額の 1 0 分の 4 以内とする。この場合において、1 万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 中間前金払

契約締結時に中間前金払を選択することができる。中間前金払を選択したときの中間前払金の額は、当該会計年度における支払限度額の 1 0 分の 2 以内とする。この場合において、1 万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 部分払

3 か月ごとに出来形部分の 1 0 分の 9 に相当する額を限度とする。ただし、中間前金払を選択した場合においては、当該会計年度末に部分払を請求する場合を除き、部分払を請求することはできない。

## 1 4 その他

(1) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市財政局契約管理部契約課

電話    048 (829) 1179    FAX    048 (829) 1986

ウ 受付時間

休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- (2) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部契約課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 落札者は、5 により確認を受けた配置予定の技術者を当該工事に専任で配置すること。

- (4) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (5) 開札は、一般に公開するものとする。ただし、傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

- (6) 議決の要否

要

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 48 号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取りかわし、議会の議決後に本契約を締結する。

- (7) 契約書作成の要否

要

契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。

- (8) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (9) 落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、さいたま市財政局契約管理部契約課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

1.5 担当課

- (1) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市財政局契約管理部契約課

電話    048 (829) 1180    FAX    048 (829) 1986

- (2) 工事を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市建設局建築部設備課

電話    048 (829) 1840    FAX    048 (829) 1982

1.6 Summary

- (1) Contract for tender:

Equipment installation in municipal school(s) near Musashi-Urawa Station

- (2) Date and time of tender:

From March 10, 2025, 9:00 a.m. to March 12, 2025, 5:00 p.m.

- (3) Date and time of bid opening:  
March 13, 2025, 1:50 p.m.
- (4) Point of contact for the notice:  
Contract Division, Contract Management Department, Finance Bureau  
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City  
Tel: 048-829-1180

## さいたま市公告（調達）第 17 号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和 7 年 1 月 31 日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
ア 重金属固定剤（飛灰処理用）（単価契約）  
イ 重金属固定化剤（単価契約）
- (2) 納入場所  
ア 1(1)アの物品  
さいたま市西区宝来 52-1    さいたま市西部環境センター  
イ 1(1)イの物品  
さいたま市緑区大崎 317    さいたま市クリーンセンター大崎
- (3) 予定数量  
ア 1(1)アの物品    90,000 kg  
イ 1(1)イの物品    105,000 kg
- (4) 特質等  
入札説明書による。
- (5) 契約期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和 6 年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「工業薬品」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和 7 年 2 月 17 日（月）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

担当　物品契約係　電話　０４８（８２９）１１８１

#### (2) 交付期間

公告の日から令和７年２月２５日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後５時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

３(２)に同じ

#### (3) 受付場所

３(１)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

３(１)に同じ

(2) 交付日時

令和7年3月4日（火）及び令和7年3月5日（水）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、競争入札に付する購入物品ごとの返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、購入物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年3月13日（木）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)アの物品 令和7年3月17日（月）午前9時45分

(イ) 1(1)イの物品 令和7年3月17日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月17日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成１５年さいたま市制定）第１５条に該当する入札は無効とする。

(8) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

電話　０４８（８２９）１１８１　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに、契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和７年度歳入歳出予算が令和７年３月３１日までにさいたま市議会で可決された場合において令和７年４月１日に確定させる。

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所  
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課

電話　０４８（８２９）１１７９　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

ウ 受付時間

休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Contract for tender:

a Heavy Metal Fixation Agent, approximately 90,000 kg

b Heavy Metal Fixation Agent, approximately 105,000 kg

(2) Date and time of tender:

a March 17, 2025, 9:45 a.m.

b March 17, 2025, 10:00 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City  
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan  
Tel: 048-829-1181

**さいたま市公告（調達）第 18 号**

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和 7 年 1 月 31 日

さいたま市長 清水 勇 人

**1 競争入札に付する事項**

(1) 件名

広報紙「市報さいたま」の印刷（単価契約）

(2) 納入場所

市が指定する場所

(3) 数量・特質等

ア 予定数量 8, 150, 400 部

イ 特質等 入札説明書のとおり

(4) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

**2 競争入札参加資格に関する事項**

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和 6 年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「印刷」内の営業種目「一般印刷」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和 7 年 2 月 17 日（月）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 令和4年4月1日以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体の1月当たりの発行部数20万部以上の広報紙（1回当たりタブロイド判は8ページ以上、A4判は24ページ以上）を月1回年間12回以上定期的に印刷製本し納入する旨の契約を締結し、納入した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市財政局契約管理部調達課  
担当 物品契約係    電話 048（829）1181
- (2) 交付期間
- 公告の日から令和7年2月25日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）
- (3) 交付費用
- 無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書  
イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
- 3(2)に同じ
- (3) 受付場所
- 3(1)に同じ
- (4) 提出方法
- 持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- 3(1)に同じ
- (2) 交付日時
- 令和7年3月4日（火）及び令和7年3月5日（水）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。
- (3) その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## ６ 入札手続等

### (１) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

### (２) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

#### ア 受領期限

令和７年３月１３日（木）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

#### イ 送付先

〒３３０－９５８８ さいたま市浦和区常盤６－４－４ さいたま市財政局契約管理部調達課

### (３) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

令和７年３月１７日（月）午後２時００分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４ さいたま市役所西会議棟１階第１入札室

### (４) 入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (５) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和７年３月１７日（月）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

６(３)イに同じ

### (６) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (７) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成１５年さいたま市制定）第１５条に該当する入札は無効とする。

### (８) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤６－４－４ さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 ０４８（８２９）１１８１ FAX ０４８（８２９）１９８６

## ７ 契約手続等

### (１) 契約保証金

落札金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和７年度歳入歳出予算が令和７年３月３１日までにさいたま市議会で可決された場合において、令和７年４月１日に確定させる。

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課

電話　０４８（８２９）１１７９　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

ウ 受付時間

休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Contract for tender:

Printing Services City Newsletter “Shihou Saitama”, approximately 8,150,400 copies

(2) Date and time of tender:

March 17, 2025, 2:00 p.m.

(3) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第１９号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和７年１月３１日

さいたま市長　清水　勇　人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

レーザプリンタ用トナーカートリッジ(F u j i F i l m D o c u P r i n t 3 5 0 0 d用)  
(単価契約)

(2) 納入場所

さいたま市各課所等

(3) 数量・特質等

ア 予定数量 4, 2 2 6 本

イ 特質等 入札説明書による。

(4) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「事務用品・什器」内の営業種目「電算用品」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和7年2月17日（月）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

公告の日から令和7年2月25日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年3月4日(火)及び令和7年3月5日(水)午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1本当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年3月13日(木)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月17日（月）午後2時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月17日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和7年4月1日に確定させる。

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市財政局契約管理部契約課

電話   048（829）1179    FAX   048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Contract for tender:

Laser Printer Toner (FujiFilm DocuPrint3500d) (unit price contract), Approx. 4,226 cases

(2) Date and time of tender:

March 17, 2025, 2:30 p.m.

(3) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1181

## さいたま市公告（調達）第20号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和7年1月31日

さいたま市長   清   水   勇   人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

再生コピー用紙（A4）（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市内各課所、市内各市立学校及び市内各市立保育園

(3) 数量・特質等

ア 予定数量   16, 107箱

イ 特質等   入札説明書による。

(4) 契約期間

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「事務用品・什器」内の営業種目「紙製品」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和7年2月17日（月）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部調達課  
担当 物品契約係   電話 048（829）1181

#### (2) 交付期間

公告の日から令和7年2月25日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年3月4日（火）及び令和7年3月5日（水）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年3月13日（木）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月17日（月）午後3時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 3 月 1 7 日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成 1 5 年さいたま市制定）第 1 5 条に該当する入札は無効とする。

(8) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤 6－4－4   さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話   0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 1 8 1   F A X   0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 8 6

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和 7 年度歳入歳出予算が令和 7 年 3 月 3 1 日までにさいたま市議会で可決された場合において、令和 7 年 4 月 1 日に確定させる。

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4   さいたま市財政局契約管理部契約課  
電話   0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 1 7 9   F A X   0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 8 6

ウ 受付時間

休日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## 1 0 Summary

### (1) Contract for tender:

Approximately 16,107 cases of A4 Size Copy Paper

### (2) Date and time of tender:

March 17, 2025, 3:00 p.m.

### (3) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City  
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan  
Tel: 048-829-1181

## さいたま市公告（調達）第 2 1 号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和 7 年 1 月 3 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

館岩少年自然の家建物管理業務

### (2) 履行場所

福島県南会津郡南会津町宮里字向山 2 8 4 7 - 1

### (3) 業務概要

入札説明書のとおり

### (4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和 6 年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「建物管理等」、「清掃」及び「保守点検」の資格を有すると認められた者であること。  
なお、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業務について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和 7 年 2 月 1 4 日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約から

の暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 次に掲げる資格を有する者を配置できる者であること。

ア 電気工事士法（昭和３５年法律第１３９号）に基づく第二種電気工事士及び認定電気工事従事者又は第一種電気工事士

イ 消防法（昭和２３年法律第１８６号）に基づく危険物保安監督者（取扱危険物：乙種第４類）

ウ 水道法（昭和３２年法律第１７７号）に基づく水道技術管理者

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）に基づく建築物環境衛生管理技術者

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。入札説明書等の交付を希望する者は、次のホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p057581.html>

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

公告の日から令和７年２月１７日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後５時まで）

#### (3) 送付先

〒９６７－０３４７ 福島県南会津郡南会津町宮里字向山２８４７－１ さいたま市教育委員会館岩少年自然の家

#### (4) 提出方法

持参または郵送（一般書留または簡易書留により受付期間内必着）

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付方法

郵送

#### (2) 交付日

令和７年３月７日（金）までに交付するものとする。

## 6 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

#### ア 受領期限

令和7年3月13日（木）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

#### イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育  
教育部学事課

### (3) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年3月17日（月）午後1時30分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

### (4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (5) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年3月17日（月）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

6(3)イに同じ

### (6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は、同条第3項の規定により調査を行う場合がある。

### (7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

### (8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育教育部学事課  
電話 048（829）1646 FAX 048（829）1990

### (9) 業務を担当する課

福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1 さいたま市教育委員会館岩少年自然の家  
電話 0241（78）2311 FAX 0241（78）2313

## 7 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 8 特記事項

本契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和7年4月1日に確定させる。

## 9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部契約課

電話   048（829）1179   FAX   048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会館岩少年自然の家及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Contract for tender:

Building management of Tateiwa Children's Nature Center

(2) Date and time of tender:

March 17, 2025, 1:30 p.m.

(3) Contact point for the notice:

Tateiwa Children's Nature Center, Department of School Education, Board of Education  
Secretariat, Saitama City

2847-1 Miyasato-Aza-Mukaiyama, Minamiaizu Town, Minamiaizu County, Fukushima

Prefecture 967-0347, Japan

Tel: 0241-78-2311

○特定調達契約の落札者等の公示

**さいたま市公告（調達）第 2 2 号**

次のとおり落札者等について公示します。

令和 7 年 1 月 3 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

① 2 2 - 1 ②さいたま市健康管理システム改修業務 一式 ③さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 ④令和 6 年 4 月 1 5 日 ⑤富士通 J a p a n 株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部 部長 川尻崇 さいたま市大宮区桜木町 1 - 1 1 - 2 0 ⑥ 5 4 8 , 4 6 0 , 0 0 0 円 ⑦随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条第 1 項第 2 号該当

① 2 2 - 2 ②さいたま市住民税非課税世帯物価高支援給付金総合事務業務 一式 ③さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 ④令和 7 年 1 月 1 0 日 ⑤株式会社 広済堂ネクスト 代表取締役 挽地信孝 東京都港区芝浦 1 - 2 - 3 シーバンス S 館 1 3 階 ⑥ 1 0 0 , 7 0 5 , 4 5 1 円 ⑦一般競争入札 ⑧令和 6 年 1 2 月 2 0 日さいたま市公告（調達）第 1 0 6 号

○一般競争入札の告示

**さいたま市告示第 1 7 8 号**

令和 7 年度さいたま市長記者会見インターネット配信業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 2 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 7 年度さいたま市長記者会見インターネット配信業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市役所

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 平成31年4月1日以降、本業務と同種の業務実績を有し、契約書の写し又は業務完了検査証の写しを提示できる者であること。

## 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
  - ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課  
担当 高野、鈴木 電話 048（829）1017
  - イ さいたま市ホームページからダウンロード  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p118500.html>
- (2) 交付期間  
告示の日から令和7年2月12日（水）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
- (3) 交付費用  
無償

## 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
  - ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
  - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間  
3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年2月12日（水）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和7年2月14日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1回当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月25日（火）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第5会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定実施回数に乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、

免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 2 月 25 日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7 (2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が 2 者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市市長公室秘書広報部秘書課

電話   048（829）1014    FAX   048（829）1018

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市市長公室秘書広報部広報課

電話   048（829）1017    FAX   048（829）1018

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定実施回数に乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 契約条項等は、さいたま市市長公室秘書広報部広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第 179 号**

令和 7 年度さいたま市「市報さいたま」拠点施設等配達業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の

規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 2 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

令和 7 年度さいたま市「市報さいたま」拠点施設等配達業務

### (2) 履行場所

さいたま市全域

### (3) 業務概要

仕様書のとおり

### (4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」内の受注希望業務「市報等配送・配布」で登載され、かつ、本市内に本社、支社又は営業所等を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 本入札の告示日を起算日として過去 5 年の間、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約実績を 1 件以上有し、かつ、これら全てを誠実に履行している者であること。

## 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

### (1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課  
担当 桐生、福井 電話 0 4 8（8 2 9）1 0 3 9

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p057739.html>

### (2) 交付期間

告示の日から令和 7 年 2 月 1 2 日（水）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める

条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

３(2)に同じ

(3) 受付場所

３(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和７年２月１２日（水）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒３３０－９５８８ さいたま市浦和区常盤６－４－４ さいたま市市長公室秘書広報部広報課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

３(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和７年２月１４日（金）午前８時３０分から午後５時１５分まで

(3) その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月25日（火）午後2時20分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所西会議棟1階第5会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札参加資格の確認

- ⑦ 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。
- ⑧ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

ウ 入札回数等

- ⑦ 再度入札は、1回までとする。
- ⑧ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

エ 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

オ 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

カ その他

- ⑦ 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- ⑧ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月25日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市市長公室秘書広報部秘書課  
電話 048(829)1014   FAX 048(829)1018

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市市長公室秘書広報部広報課  
電話 048(829)1039   FAX 048(829)1018

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 契約条項等は、さいたま市市長公室広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第180号**

令和7年度さいたま市「市報さいたま」宅配業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和7年度さいたま市「市報さいたま」宅配業務

(2) 履行場所

さいたま市全域

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」内の受注希望業務「市報等配送・配布」で登載され、かつ、本市内に本社、支社又は営業所等を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 平成22年4月1日以降に、毎月1回以上発行する印刷物を連続して6か月以上、特定の行政区域全域に、配布員による全戸配布（1回当たり、20万世帯以上）の実績（元請に限る。）を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課  
担当 桐生、福井 電話 048（829）1039

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p040077.html>

- (2) 交付期間

告示の日から令和7年2月12日（水）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

- (3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年2月12日(水)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和7年2月14日(金)午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書の貸出

仕様書の貸出を希望する者は、業務委託仕様書貸出申請書を3(1)イのホームページからダウンロードし、必要事項を記載の上、貸出場所に提出すること。

(1) 貸出場所

3(1)アに同じ

(2) 受付期間

3(2)に同じ

7 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、配布1部当たりに要する金額を入札書に記載することとし、当該金額(単価)は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月25日（火）午後2時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第5会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に年間予定配布部数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札参加資格の確認

- ⑦ 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。
- ⑧ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

ウ 入札回数等

- ⑦ 再度入札は、1回までとする。
- ⑧ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

エ 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

オ 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

カ その他

- ⑦ 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- ⑧ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月25日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

8(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にく

じを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市市長公室秘書広報部秘書課

電話   048（829）1014    F A X   048（829）1018

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市市長公室秘書広報部広報課

電話   048（829）1039    F A X   048（829）1018

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に年間予定配布部数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 契約条項等は、さいたま市市長公室秘書広報部広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第185号**

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月29日

さいたま市長   清   水   勇   人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

レーザプリンタ用ドラムカートリッジ（F u j i F i l m   D o c u P r i n t 3 5 0 0 d用）  
（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市各課所等

(3) 数量・特質等

ア 予定数量   1，769本

イ 特質等 入札説明書による。

(4) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「電算用品」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部調達課  
担当 物品契約係   電話 048（829）1181

- (2) 交付期間

告示の日から令和7年2月25日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

- (3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

- (2) 受付期間  
3(2)に同じ
  - (3) 受付場所  
3(1)に同じ
  - (4) 提出方法  
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
3(1)に同じ
  - (2) 交付日時  
令和7年3月4日(火)及び令和7年3月5日(水)午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。
- 6 競争入札参加資格の喪失
- 本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。
- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法  
単価で行う。入札金額は、1本当たりの金額を入札書に記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札の日時及び場所
    - ア 日時  
令和7年3月17日(月)午後2時45分
    - イ 場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室
  - (3) 入札保証金  
見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
  - (4) 開札の日時及び場所
    - ア 日時  
令和7年3月17日(月)入札終了後、直ちに行う。
    - イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話    048（829）1181    FAX    048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 特記事項

本契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和7年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第186号**

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月29日

さいたま市長    清   水   勇   人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

再生コピー用紙（A3）（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市内各課所、市内各市立学校及び市内各市立保育園

(3) 数量・特質等

ア 予定数量    3, 556箱

イ 特質等    入札説明書のとおり

(4) 契約期間

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和５・６年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「紙製品」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第３２条第１項各号に掲げる者
  - イ 施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### ３ 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、２の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課  
担当　物品契約係　電話　０４８（８２９）１１８１

#### (2) 交付期間

告示の日から令和７年２月２５日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後５時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### ４ 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

３(2)に同じ

#### (3) 受付場所

３(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年3月4日（火）及び令和7年3月5日（水）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月17日（月）午後3時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月17日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市財政局契約管理部調達課

電話   048（829）1181    FAX   048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 特記事項

本契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和7年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第173号**

さいたま市市税等徴収金収納業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月29日

さいたま市長   清水   勇   人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市税等徴収金収納業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4

(3) 業務内容

さいたま市市税等徴収金収納業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、税徴収金の消込（収入整理）業務、過誤納金の還付・充当業務、口座振替業務及び督促・催告業務を行う。

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下、「名簿」という。）に登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ 施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日において、本市内に本店または支店・営業所などを有している者であること。

(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ]27001（ISO／IEC27001）の認定を受けている者であること。

### 3 仕様書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書を交付するものとする。

#### (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードする。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p118614.html>

#### (2) 交付期間

本入札の告示日から令和７年２月１３日（木）まで

### 4 質問の受付及び回答

本入札の業務等に質問のある場合は、次により受け付けるものとする。

#### (1) 質問方法

電子メールによる。

#### (2) 質問先

さいたま市財政局税務部収納対策課

電子メールアドレス [shuuno-taisaku@city.saitama.lg.jp](mailto:shuuno-taisaku@city.saitama.lg.jp)

#### (3) 受付期間

本入札の告示日から令和７年２月１８日（火）午後５時まで

#### (4) 回答方法

令和７年２月２１日（金）にさいたま市ホームページ上で回答する。

### 5 入札参加資格の有無の確認

本入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込及び参加資格確認の申請を行わなければならない。

#### (1) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の交付

ア 交付方法

３(1)に同じ

イ 交付期間

３(2)に同じ

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

ア 提出書類

(7) 競争入札参加申込兼資格確認申請書

(イ) 2(4)及び(5)の資格を有することを証する書面の写し

イ 提出場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所6階 さいたま市  
財政局税務部収納対策課

ウ 受付期間

3(2)に同じ

エ 提出方法

持参または郵送（郵送の際は、必ず一般書留（簡易書留を含む。）にて送付すること。封筒にはあて名を「さいたま市役所財政局税務部収納対策課」とし、表面に「入札参加申込兼資格確認申請書」と朱書きするとともに、入札参加者の住所、名称（法人にあっては法人名）を記載しなければならない。）

(3) 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

競争入札参加申込及び参加資格確認の申請を行った者に対し、入札参加資格確認終了後、次により競争入札参加資格確認結果通知書（以下「通知」という。）を交付するものとする。

ア 交付場所

5(2)イに同じ

イ 交付日時

令和7年2月18日（火）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ 交付方法

郵送希望者については、5(2)の書類提出時において返信用封筒に110円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年2月21日（金）午後4時までにさいたま市財政局税務部収納対策課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札時には入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札書の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和7年2月26日（水）

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部収納対策課

(3) 入札方法

ア 入札書の提出は送付先への郵送とし、二重封筒を用いる。郵送の際は、必ず一般書留（簡易

書留を含む。)にて送付すること。内封筒には入札書を封入の上、件名、開札日時及び入札参加者を記載し封かんする。封かんした内封筒を郵送用の外封筒に封入し送付する。外封筒にはあて名を「さいたま市役所財政局税務部収納対策課」とし、表面に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所、名称（法人にあっては法人名）を記載しなければならない。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (4) 再度入札

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、再度期日を定め再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札の方法及び期日については、再度入札者参加者にさいたま市ホームページにて公表する。

エ 再度入札の入札書をウで公表した期日までに提出しなかった者は、入札を辞退したものとみなす。

#### (5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

#### (6) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

#### (7) その他

ア 入札書を持参により提出することはできない

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

### 8 開札に立会う者に関する事項

(1) 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とし、1名のみ入札場所に入場できる。

(2) 代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければならない。

(3) 開札時には、必ず携帯電話の電源を切ること。

(4) 入札者及びその代理人は、開札場へ入場するときに、競争入札参加資格確認結果通知書の提示を求めることがあるので、必ず持参すること。

### 9 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年

さいたま市規則第 6 6 号) 第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

#### 1 0 開札の日時、場所及び開札結果

##### (1) 日時

令和 7 年 2 月 2 7 日 (木) 午後 3 時 3 0 分

##### (2) 場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4   さいたま市役所西会議棟 1 階第 7 会議室

##### (3) 開札結果

落札者の決定については、その者の商号または氏名及び落札金額を発表し、落札決定の旨を宣言する。また、落札者について、当該入札参加者に対し、開札日当日の午後 5 時までに電話または書面により連絡する。あわせて、さいたま市ホームページにて公表する。

#### 1 1 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

#### 1 2 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 1 3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) さいたま市契約規則第 1 3 条の規定において無効と定める入札。
- (2) 到達期限までに到達しなかった入札書による入札。
- (3) 7 (2)(3)に規定した方法によらずに送付された入札書による入札。

#### 1 4 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付しなければならない。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

#### 1 5 支払条件

委託料の支払いは、契約履行確認検査後、毎月払いで消費税及び地方消費税額を加算した額とする。なお、詳細については落札者決定後、協議を行う。

#### 1 6 その他

- (1) この告示に係る入札に用いる書類は、さいたま市ホームページからダウンロードして使用すること。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p118614.html>

- (2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 本契約の効果は、令和 7 年度予算の成立を要件とする。
- (6) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部収納対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

#### 1 7 問い合わせ先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市財政局税務部収納対策課  
電話 048(829)1167  
電子メールアドレス [shuuno-taisaku@city.saitama.lg.jp](mailto:shuuno-taisaku@city.saitama.lg.jp)

## さいたま市告示第177号

さいたま市マイナンバーカード予約コールセンター等運営業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市マイナンバーカード予約コールセンター等運営業務

#### (2) 履行場所

コールセンター設置場所（日本国内）

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

#### (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）

（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」内の受注希望業務「電話交換」、「受付案内」又は「その他」で登載されている者であること。

#### (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

#### (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

#### (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）の認証を取得していること。

#### (5) ISMS適合性評価の認定取得をしていること。

#### (6) 国または地方自治体において、過去3年以内に同類、同規模の業務委託契約を締結した実績があること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市市民局区政推進部

担当 渡邊、狐塚    電話 048(829)1833

#### (2) 交付期間

告示の日から令和 7 年 2 月 12 日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

#### (3) 交付費用

無償

#### (4) 交付方法

CD-ROM

#### (5) その他

郵送又は電子メールによる交付を希望する者は、3(2)の期間内に、3(1)の電話番号に連絡すること。

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

郵送又は持参

#### (5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和 7 年 2 月 12 日（水）必着

イ 送付先

〒330-9588    さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市市民局区政推進部

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付方法

全て郵送とする。

#### (2) 交付日

令和 7 年 2 月 19 日（水）までに交付するものとする。

## 6 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年2月26日（水）午前9時15分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階小ホール

### (3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (4) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年2月26日（水）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

6(2)イに同じ

### (5) 最低制限価格

設定しない。

### (6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

### (8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048（829）1833 FAX 048（829）1992

## 7 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 8 その他

- (1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第 181 号

さいたま市支所・市民の窓口公金警備輸送等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 29 日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

さいたま市支所・市民の窓口公金警備輸送等業務

- (2) 履行場所

さいたま市西区西遊馬 236-2 外

- (3) 業務概要

仕様書のとおり

- (4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」又は「警備」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 直近 2 年間で、さいたま市指定金融機関である株式会社埼玉りそな銀行へ直接現金を納入する業務を受託し、かつ適切に業務を完了した実績を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市市民局区政推進部

担当 山田、田中 電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

(2) 交付期間

告示の日から令和7年2月12日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

手交、郵送又は電子メール

(5) その他

郵送又は電子メールによる交付を希望する者は、3(2)の期間内に、3(1)の電話番号に連絡すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年2月12日(水) 必着

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和7年2月19日(水)までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月26日(水) 午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月26日(水) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第182号

さいたま市区役所区民課・支所等巡回メール業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基

づき公告する。

令和 7 年 1 月 2 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

さいたま市区役所区民課・支所等巡回メール業務

### (2) 履行場所

さいたま市西区西大宮 3－4－2 外

### (3) 業務概要

仕様書のとおり

### (4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」内の受注希望業務「使送便」で登載され、本市内に本社、支社又は営業所等を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 直近 2 年間で、本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、確実に履行した実績を有している者で、かつ総務省より特定信書便事業の許可を受けている者であること。

## 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市市民局区政推進部

担当 山田、田中 電話 0 4 8（8 2 9）1 8 3 3 F A X 0 4 8（8 2 9）1 9 9 2

### (2) 交付期間

告示の日から令和 7 年 2 月 1 2 日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

### (3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

手交、郵送又は電子メール

(5) その他

郵送又は電子メールによる交付を希望する者は、3(2)の期間内に、3(1)の電話番号に連絡すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年2月12日（水）必着

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和7年2月19日（水）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月26日（水）午前9時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館 5 階小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 2 月 26 日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第 4 項及び第 5 項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市市民局区政推進部

電話    048（829）1833    FAX    048（829）1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第 146 号**

令和 7 年度さいたま市臨時グラウンド清掃及び除草業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 27 日

さいたま市長    清   水   勇   人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 7 年度さいたま市臨時グラウンド清掃及び除草業務

- (2) 履行場所  
田島臨時グラウンド外 7 か所
  - (3) 業務概要  
仕様書のとおり
  - (4) 履行期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項
- 本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。
- (1) 本入札の告示日において令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（土木施設維持管理）（以下「名簿」という。）に業務「土木施設維持管理」内の業務分類「苑地維持管理」で登載され、さいたま市一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可を有しており、市内に本店を有している者であること。
  - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
    - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
    - イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
  - (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- 3 入札説明書の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。
- (1) 交付方法  
さいたま市ホームページからダウンロード  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p118722.html>
  - (2) 交付期間  
告示の日から令和 7 年 2 月 1 0 日（月）まで
  - (3) 交付費用  
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
    - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
    - イ 入札説明書に定める書類
  - (2) 受付期間

告示の日から令和 7 年 2 月 1 0 日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4    さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課  
担当    スポーツ施設係    電話    0 4 8（8 2 9）1 7 2 9

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4 (3)に同じ

(2) 交付日時

令和 7 年 2 月 1 8 日（火）午前 9 時から午後 5 時まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 1 1 0 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア    日時

令和 7 年 3 月 7 日（金）    午前 9 時 3 0 分

イ    場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4    さいたま市役所西会議棟 1 階第 7 会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア    日時

令和 7 年 3 月 7 日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ    場所

6 (2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課

担当    スポーツ振興係

電話    048 (829) 1058    FAX    048 (829) 1996

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第 150 号**

さいたま市立病院中央材料室運営・清潔区域管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 28 日

さいたま市長    清   水   勇   人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院中央材料室運営・清潔区域管理業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室 2460    さいたま市立病院    外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 令和4年4月1日以降、病床数500床以上の病院における院外滅菌消毒業務を年間契約で2件以上締結し、誠実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。
- (5) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度において、院内滅菌消毒業務、院外滅菌消毒業務及び院内清掃業務の認定を受けている者であること。

## 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

- (1) 交付場所  
さいたま市緑区大字三室2460   さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
担当 古澤   電話 048（873）4248
- (2) 交付期間  
告示の日から令和7年2月13日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付費用  
無償

## 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
  - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
  - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間  
3(2)に同じ
- (3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年2月21日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年2月28日（金）までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月4日（火）午前9時30分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アセンブリーホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和 7 年 3 月 4 日（火）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

12 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

13 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室 2460    さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
電話    048（873）4248    FAX    048（873）5451

14 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。

なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

15 特記事項

本契約は、令和 7 年度歳入歳出予算が令和 7 年 3 月 31 日までにさいたま市議会で可決された場合において令和 7 年 4 月 1 日に確定させる。

## 1 6 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第 1 5 1 号

さいたま市立病院給食業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 2 8 日

さいたま市長 清 水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市立病院給食業務
- (2) 履行場所  
さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0   さいたま市立病院
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5 ・ 6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「給食」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
  - イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 令和 4 年 4 月 1 日以降、病床数 5 0 0 床以上の病院において、継続 1 年以上の給食業務を 2 件以上受託し、誠実に履行した実績（元請けに限る。）を有している者であること。

- (5) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度において患者等給食業務の認定を受けている者であること。
  - (6) 業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。
- 3 入札説明書等の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。
- (1) 交付場所  
さいたま市緑区大字三室2460   さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
担当 古澤   電話 048(873)4248
  - (2) 交付期間  
告示の日から令和7年2月13日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)
  - (3) 交付費用  
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類  
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書  
イ 入札説明書に定める書類
  - (2) 受付期間  
3(2)に同じ
  - (3) 受付場所  
3(1)に同じ
  - (4) 提出方法  
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
3(1)に同じ
  - (2) 交付日時  
令和7年2月21日(金)午前9時から午後4時まで
  - (3) その他  
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札参加資格の有無の再確認
- 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年2月28日(金)までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。
- 7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月4日（火）午前10時45分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年3月4日（火）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加でき

ない。

#### 1 1 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

#### 1 2 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

#### 1 3 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0    さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
電話   0 4 8 （ 8 7 3 ） 4 2 4 8    F A X   0 4 8 （ 8 7 3 ） 5 4 5 1

#### 1 4 契約手続等

##### (1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

##### (2) 契約書作成の要否

要

##### (3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。

なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

#### 1 5 特記事項

本契約は、令和 7 年度歳入歳出予算が令和 7 年 3 月 3 1 日までにさいたま市議会で可決された場合において令和 7 年 4 月 1 日に確定させる。

#### 1 6 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

### さいたま市告示第 1 5 2 号

さいたま市立病院電話交換業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 2 8 日

さいたま市長   清   水   勇   人

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院電話交換業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0    さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分が A 級で受注希望業務「電話交換」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 令和 4 年 4 月 1 日以降、病床数 5 0 0 床以上の病院における電話交換業務を年間契約で 2 件以上締結し、誠実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

- (5) 本入札の告示日において、本市内に本店を有している者であること

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を 1 部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0    さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
担当 鈴木    電話    0 4 8 （ 8 7 3 ） 4 2 4 8

(2) 交付期間

告示の日から令和 7 年 2 月 1 3 日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
  - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
  - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間

3(2)に同じ
- (3) 受付場所

3(1)に同じ
- (4) 提出方法

持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

  - (1) 交付場所

3(1)に同じ
  - (2) 交付日時

令和7年2月21日（金）午前9時から午後4時まで
  - (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年2月28日（金）までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。
- 7 入札手続等
  - (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札の日時及び場所
    - ア 入札日時

令和7年3月6日（木）午前10時45分
    - イ 入札場所

さいたま市緑区大字三室2460    さいたま市立病院3階アセンブリーホール
  - (3) 入札参加資格の確認
    - ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。
    - イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
  - (4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1 回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和 7 年 3 月 6 日（木）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

12 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

13 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室 2460    さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
電話 048（873）4248    FAX 048（873）5451

14 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。  
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1 5 特記事項

本契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和7年4月1日に確定させる。

1 6 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第153号**

さいたま市立病院洗濯等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院洗濯等業務

(2) 履行場所

ア さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

イ さいたま市緑区大字三室2423-11 さいたま市立病院看護師寮 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと

とされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度において「寝具類洗濯業務」の認定を受けている者であること。
- (5) 令和4年4月1日以降、病床数500床以上の病院における同種業務を年間契約で2件以上締結し、誠実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460   さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
担当 鈴木   電話 048（873）4248

#### (2) 交付期間

告示の日から令和7年2月13日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)に同じ

#### (2) 交付日時

令和7年2月21日（金）午前9時から午後4時まで

#### (3) その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和７年２月２８日（金）までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

## 7 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

令和７年３月４日（火）午前１０時３０分

#### イ 場所

さいたま市緑区大字三室２４６０ さいたま市立病院３階アセンブリーホール

### (3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

### (4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

### (5) 入札回数等

ア 再度入札は、１回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

### (6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

### (7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に違反する行為を行ってはならない。

### (8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

## 8 入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

## 9 開札の日時及び場所

- (1) 日時  
令和 7 年 3 月 4 日（火）入札終了後、直ちに行う。
- (2) 場所  
7 (2)イに同じ
- 1 0 最低制限価格  
設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。
- 1 1 落札者の決定方法  
さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。
- 1 2 入札の無効  
さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。
- 1 3 入札事務を担当する課  
さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0   さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
電話   0 4 8 （ 8 7 3 ） 4 2 4 8   F A X   0 4 8 （ 8 7 3 ） 5 4 5 1
- 1 4 契約手続等
  - (1) 契約保証金  
契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。
  - (2) 契約書作成の要否  
要
  - (3) 支払条件  
履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。  
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。
- 1 5 特記事項  
本契約は、令和 7 年度歳入歳出予算が令和 7 年 3 月 3 1 日までにさいたま市議会で可決された場合において令和 7 年 4 月 1 日に確定させる。
- 1 6 その他
  - (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
  - (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
  - (3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
  - (4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第154号

さいたま市立病院臨床検査業務（内分泌学的検査他）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市立病院臨床検査業務（内分泌学的検査他）

#### (2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院 外

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」内の受注希望業務「衛生検査」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 令和4年4月1日以降、病床数500床以上の病院における臨床検査業務を年間契約で1件以上締結し、誠実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

- (5) 次のいずれも取得し、かつ、それを証明できる書類（写し可。）を提出できる者であること。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定

イ アメリカ臨床病理医協会（CAP）の認定

ウ 公益財団法人日本適合性認定協会のISO15189の認定

エ 一般財団法人医療サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による衛生検査所業務に関

する認定

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460   さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
担当 鈴木   電話 048（873）4248

#### (2) 交付期間

告示の日から令和7年2月13日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)に同じ

#### (2) 交付日時

令和7年2月21日（金）午前9時から午後4時まで

#### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

### 6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年2月28日（金）までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

### 7 入札手続等

#### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月4日（火）午前9時45分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年3月4日（火）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを

引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

1 1 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

1 2 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0    さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
電話    0 4 8 ( 8 7 3 ) 4 2 4 8    F A X    0 4 8 ( 8 7 3 ) 5 4 5 1

1 3 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。  
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1 4 特記事項

本契約は、令和 7 年度歳入歳出予算が令和 7 年 3 月 3 1 日までにさいたま市議会で可決された場合において令和 7 年 4 月 1 日に確定させる。

1 5 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第 1 5 5 号

さいたま市立病院臨床検査業務（腫瘍関連検査他）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 2 8 日

さいたま市長    清   水   勇   人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院臨床検査業務（腫瘍関連検査他）

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0    さいたま市立病院    外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」内の受注希望業務「衛生検査」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 令和4年4月1日以降、病床数500床以上の病院における臨床検査業務を年間契約で1件以上締結し、誠実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

- (5) 次のいずれもも取得し、かつ、それを証明できる書類（写し可。）を提出できる者であること。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定

イ アメリカ臨床病理医協会（CAP）の認定

ウ 公益財団法人日本適合性認定協会のISO15189の認定

エ 一般財団法人医療サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による衛生検査所業務に関する認定

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460　さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
担当　鈴木　電話　048（873）4248

- (2) 交付期間

告示の日から令和7年2月13日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年2月21日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年2月28日（金）までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月4日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アセンブリーホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、

入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年3月4日（火）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

11 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

12 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460    さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
電話    048（873）4248    FAX    048（873）5451

13 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。  
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.4 特記事項

本契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和7年4月1日に確定させる。

1.5 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第156号**

さいたま市立病院警備・駐車場等管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

**1 競争入札に付する事項**

(1) 件名

さいたま市立病院警備・駐車場等管理業務

(2) 履行場所

ア さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

イ さいたま市緑区大字三室2423-11 さいたま市立病院看護師寮

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**2 競争入札参加資格に関する事項**

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で受注希望業務「駐車場管理」及び業務「警備」の等級区分がA級で受注希望業務「警備（機械警備業務を除く）」の登録されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受

けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和4年4月1日以降、病床数500床以上の病院における施設警備業務を年間契約で2件以上締結し、誠実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

(5) 本入札の告示日において、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けている者であること。

(6) 警備業法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者を1名以上配置できる者であること。

(7) 本入札の告示日において、本市内に本店を有している者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460   さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
担当 茂庭、持田   電話 048（873）4248

#### (2) 交付期間

告示の日から令和7年2月13日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年2月21日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年2月28日（金）までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 入札日時

令和7年3月6日（木）午前10時30分

イ 入札場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

## 8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

## 9 開札の日時及び場所

### (1) 日時

令和7年3月6日（木）入札終了後、直ちに行う。

### (2) 場所

7(2)イに同じ

## 10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

### 11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

### 12 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

### 13 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460    さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
電話    048（873）4248    FAX    048（873）5451

### 14 契約手続等

#### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。

なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

### 15 特記事項

本契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和7年4月1日に確定させる。

### 16 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第 1 1 2 号

さいたま市立病院感染性廃棄物処理（処分）業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 2 3 日

さいたま市長 清 水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市立病院感染性廃棄物処理（処分）業務

#### (2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 さいたま市立病院 外

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「廃棄物処理」内の受注希望業務「産業廃棄物処分」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 感染性廃棄物の処分業務を行う専門的知識・技術・埼玉県内の中間処理施設を有し、特別管理産業廃棄物処分業許可証（事業の範囲に感染性産業廃棄物の記載があるものに限る。）及び産業廃棄物処分業許可証（事業の範囲に廃プラスチック類の記載があるものに限る。）を有している者。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460   さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
担当 持田   電話   048（873）4248

(2) 交付期間

告示の日から令和7年2月5日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい  
たま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年2月6日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年2月12日（水）までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月14日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年2月14日（金）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

#### 1 2 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

#### 1 3 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0   さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
電話   0 4 8 （ 8 7 3 ） 4 2 4 8   F A X   0 4 8 （ 8 7 3 ） 5 4 5 1

#### 1 4 契約手続等

##### (1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

##### (2) 契約書作成の要否

要

##### (3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。  
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

#### 1 5 特記事項

本契約は、令和 7 年度歳入歳出予算が令和 7 年 3 月 3 1 日までにさいたま市議会で可決された場合において令和 7 年 4 月 1 日に確定させる。

#### 1 6 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

### さいたま市告示第 1 5 7 号

さいたま市立病院感染性廃棄物処理（収集運搬）業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 2 8 日

さいたま市長   清   水   勇   人

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 件名

さいたま市立病院感染性廃棄物処理（収集運搬）業務

##### (2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0   さいたま市立病院   外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「廃棄物処理」内の受注希望業務「産業廃棄物収集運搬」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 感染性廃棄物の収集運搬業務を行う専門的知識・技術を有する者のうち、特別管理産業廃棄物収集運搬業（事業の範囲に感染性産業廃棄物の記載があるものに限る。）の埼玉県知事の許可を受けている者及び産業廃棄物収集運搬業（事業の範囲に廃プラスチック類の記載があるものに限る。）の埼玉県知事の許可を受けている者であること。

- (5) 本入札の告示日において、埼玉県内に本店、支店又は営業所のいずれかを有している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460   さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
担当 持田   電話 048（873）4248

(2) 交付期間

告示の日から令和7年2月13日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
  - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
  - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間

3(2)に同じ
- (3) 受付場所

3(1)に同じ
- (4) 提出方法

持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

  - (1) 交付場所

3(1)に同じ
  - (2) 交付日時

令和7年2月21日（金）午前9時から午後4時まで
  - (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年2月28日（金）までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。
- 7 入札手続等
  - (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札の日時及び場所
    - ア 日時

令和7年3月6日（木）午前9時45分
    - イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460    さいたま市立病院3階アセンブリーホール
  - (3) 入札参加資格の確認
    - ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。
    - イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
  - (4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1 回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和 7 年 3 月 6 日（木）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

12 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

13 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室 2460    さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
電話 048（873）4248    FAX 048（873）5451

14 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。  
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1 5 特記事項

本契約は、令和 7 年度歳入歳出予算が令和 7 年 3 月 3 1 日までにさいたま市議会で可決された場合において令和 7 年 4 月 1 日に確定させる。

1 6 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第 1 5 8 号**

さいたま市立病院事業系一般廃棄物収集運搬業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 2 8 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市立病院事業系一般廃棄物収集運搬業務
- (2) 履行場所  
さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 さいたま市立病院 外
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「廃棄物処理」内の受注希望業務「一般廃棄物収集運搬（市内）」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日において、本市内に本店を有している者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460   さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
担当 持田   電話 048（873）4248

#### (2) 交付期間

告示の日から令和7年2月13日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)に同じ

#### (2) 交付日時

令和7年2月21日（金）午前9時から午後4時まで

#### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年2月28日（金）までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

## 7 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年3月5日（水）午後1時45分

#### イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アセンブリーホール

### (3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

### (4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

### (5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

### (6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

### (7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

### (8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

## 8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

## 9 開札の日時及び場所

### (1) 日時

令和7年3月5日（水）入札終了後、直ちに行う。

- (2) 場所  
7(2)イに同じ
- 1 0 最低制限価格  
設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。
- 1 1 落札者の決定方法  
さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。
- 1 2 入札の無効  
さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。
- 1 3 入札事務を担当する課  
さいたま市緑区大字三室2460   さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
電話 048(873)4248   FAX 048(873)5451
- 1 4 契約手続等
  - (1) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。
  - (2) 契約書作成の要否  
要
  - (3) 支払条件  
履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。  
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。
- 1 5 特記事項  
本契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和7年4月1日に確定させる。
- 1 6 その他
  - (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
  - (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
  - (3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
  - (4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第159号

さいたま市立病院設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 2 8 日

さいたま市長 清 水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

さいたま市立病院設備管理業務

### (2) 履行場所

ア さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 さいたま市立病院

イ さいたま市緑区大字三室 2 4 2 3 - 1 1 さいたま市立病院看護師寮

### (3) 業務概要

仕様書のとおり

### (4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分が A 級で受注希望業務「建物総合管理」並びに業務「保守点検」内の受注希望業務「電気設備保守点検」、「ボイラー保守点検」、「空調設備保守点検」及び「給排水設備保守点検」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 令和 4 年 4 月 1 日以降、病床数 5 0 0 床以上の病院における 2 4 時間常駐する設備管理業務を年間契約で 2 件以上締結し、誠実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

- (5) 次の資格者を配置できる者であること。

ア 電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）に規定する電気主任技術者（第 3 種以上）

イ 労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）に規定するボイラー技士（1 級以上）

ウ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 4 6 年第 1 0 7 号）に規定する公害防止主任者（大気関係 2 名・水質関係 2 名）

エ 消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）に規定する危険物取扱者（第 4 類、乙種以上）

オ 高圧ガス保安法（昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号）に規定する特定高圧ガス取扱主任者、保安監督者等

カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 4 5 年法律第 2 0 号）に規定する建築

物環境衛生管理技術者

キ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定するエネルギー管理者又はエネルギー管理員

- (6) 本入札の告示日において、本市内に本店、支店又は営業所のいずれかを有している者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460   さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
担当 藺田   電話 048（873）4170

#### (2) 交付期間

告示の日から令和7年2月13日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)に同じ

#### (2) 交付日時

令和7年2月21日（金）午前9時から午後4時まで

#### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

### 6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年2月28日（金）までにさいたま市保健衛

生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

## 7 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札の日時及び場所

#### ア 入札日時

令和7年3月7日（金）午前9時30分

#### イ 入札場所

さいたま市緑区大字三室2460　さいたま市立病院3階アッセンブリーホール

### (3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

### (4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

### (5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

### (6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

### (7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

### (8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

## 8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

## 9 開札の日時及び場所

### (1) 日時

令和7年3月7日（金）入札終了後、直ちに行う。

### (2) 場所

7(2)イに同じ

## 1 0 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

## 1 1 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

## 1 2 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

## 1 3 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0   さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
電話   0 4 8 （ 8 7 3 ） 4 1 7 0   F A X   0 4 8 （ 8 7 3 ） 5 4 5 1

## 1 4 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。  
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

## 1 5 特記事項

本契約は、令和 7 年度歳入歳出予算が令和 7 年 3 月 3 1 日までにさいたま市議会で可決された場合において令和 7 年 4 月 1 日に確定させる。

## 1 6 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第 1 6 0 号

さいたま市立病院放射線（R I）管理区域環境管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 2 8 日

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院放射線（R I）管理区域環境管理業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0   さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」内の受注希望業務「環境測定」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 令和 4 年 4 月 1 日以降、放射線発生装置を有する病院における放射線（RI）管理区域環境管理業務を年間契約で 2 件以上締結し、誠実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を 1 部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0   さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
担当  菌田   電話   0 4 8 （ 8 7 3 ） 4 1 7 0

(2) 交付期間

告示の日から令和 7 年 2 月 1 3 日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年2月21日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年2月28日（金）までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月7日（金）午前10時45分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アセンブリホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、

入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年3月7日（金）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

12 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

13 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460    さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
電話    048（873）4170    FAX    048（873）5451

14 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定

に該当する場合は、免除とする。

- (2) 契約書作成の要否  
要

- (3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。

なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

#### 1 5 特記事項

本契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和7年4月1日に確定させる。

#### 1 6 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

### さいたま市告示第161号

さいたま市立病院機密文書（溶解）廃棄業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市立病院機密文書（溶解）廃棄業務
- (2) 履行場所  
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院 外
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「廃棄物処理」内の受注希望業務「一般廃棄物収集運搬（市内）」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ 施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日において、本市内に本店を有している者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を１部交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室２４６０　さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
担当　持田　電話　０４８（８７３）４２４８

#### (2) 交付期間

告示の日から令和７年２月１３日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

３(2)に同じ

#### (3) 受付場所

３(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

３(1)に同じ

#### (2) 交付日時

令和７年２月２１日（金）午前９時から午後４時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年2月28日（金）までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月5日（水）午後1時30分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

## 9 開札の日時及び場所

### (1) 日時

令和7年3月5日（水）入札終了後、直ちに行う。

### (2) 場所

7(2)イに同じ

## 10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

## 11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

## 12 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

## 13 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460   さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
電話   048（873）4248   FAX   048（873）5451

## 14 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。

なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

## 15 特記事項

本契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和7年4月1日に確定させる。

## 16 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第189号

さいたま市立病院医事業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市立病院医事業務

#### (2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

#### (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」で登載されている者であること。

#### (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

#### (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

#### (4) 令和4年4月1日以降、病床数400床以上の埼玉県内の医療機関において、医事業務を一括して1年以上継続して元請で受託した実績があることを証明した者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部医事課  
担当 綿貫 電話 048（873）4168

#### (2) 交付期間

告示の日から令和7年2月12日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用  
無償
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出  
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
  - (1) 提出書類
    - ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
    - イ 入札説明書に定める書類
  - (2) 受付期間  
3(2)に同じ
  - (3) 受付場所  
3(1)に同じ
  - (4) 提出方法  
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付  
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
  - (1) 交付場所  
3(1)に同じ
  - (2) 交付日時  
令和7年2月17日（月）午前9時から午後4時まで
- 6 競争入札参加資格の有無の再確認  
競争入札参加資格を有しない旨の確認結果を通知された者は、令和7年2月19日（水）までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部医事課に競争入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。
- 7 現場説明会の実施  
競争入札参加資格を有すると認めた者に対して、現場説明会を実施する。
  - (1) 実施日時  
令和7年2月25日（火）  
なお、時刻の指定は競争入札参加資格確認結果通知書の交付時に行う。当該通知書の受領者は参加時刻を指定することができない。
  - (2) 実施場所  
1(2)に同じ
  - (3) 参加人数等  
参加者は2名以内とし、現場説明会当日に現場説明会参加届を提出すること。
- 8 契約の仕様等の詳細に関する質問の受付  
競争入札参加資格を有すると認めた者で、業務内容その他の契約の仕様等の明細について質問がある場合は質問書を提出することができる。
  - (1) 受付場所

3(1)に同じ

(2) 受付期間

令和7年2月17日（月）から令和7年2月27日（木）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出方法

持参

(4) 質問に対する回答の期限及び方法

令和7年3月3日（月）までにFAXにより回答する。

9 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 競争入札参加資格の確認

ア 競争入札参加資格を有する旨の確認結果の通知書を持参すること。

イ 競争入札参加資格を有する旨の確認結果を通知された者であっても、入札時点において2の要件を満たさない場合は入札に参加することができない。

(3) 代理人による入札

代理人により入札をする場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の辞退

競争入札参加資格を有する旨の確認結果を通知された者であっても、入札を辞退することができる。ただし、入札を辞退する場合は、入札日時までに辞退する旨の書面を提出すること。

(5) 独占禁止法等法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に違反する行為を行ってはならない。

(6) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月6日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460　さいたま市立病院本館3階会議室2

(7) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(8) 入札が不調であった場合

ア 再度入札は1回限りとする。

イ 初度入札に参加しなかった者及び初度入札で無効とされた者は、再度入札に参加することができない。

(9) その他

ア 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加することができない。

イ 入札に付した入札書については、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(10) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 3 月 6 日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

9 (6)イに同じ

(11) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(12) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(13) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(14) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0    さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部医事課  
電話    0 4 8 （ 8 7 3 ） 4 1 6 8    F A X    0 4 8 （ 8 7 4 ） 7 6 1 3

1 0 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

1 1 委託料の支払方法

(1) 暦月を単位として、翌月以降受託者の請求に基づき当月分の委託料を支払うものとする。

(2) 詳細については、落札決定後に落札者と協議する。

1 2 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後に、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(3) 社会情勢等の変動により、人員配置又は必要経費等を増減すべき事情が発生した場合は、協議を行う。

(4) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部医事課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第176号

さいたま市立病院カルテ保管業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市立病院カルテ保管業務

#### (2) 履行場所

さいたま市緑区三室2460 さいたま市立病院外

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和7年4年1日から令和8年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「文書管理」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去5年間に、国又は地方公共団体における文書管理業務の年間契約を、元請として2件以上締結し、各契約について1月当たりの最大預け入れ文書保管箱数が500箱以上の月を有しており、確実に履行した実績を有している者であること。

(5) JIS規格（JISQ15001）に定められた個人情報保護取扱事業者の認定書（プライバシーマーク登録書）を有している者であること。

(6) ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム／重要書類・記録メディアの保管・集配に関する項目）、ISO9001（品質／重要書類・記録メディアの保管・集配に関する項目）及びISO22301（事業継続／重要書類・記録メディアの保管・集配に関する項目）を有している者であること。

項目)の認証を有している者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市緑区三室 2 4 6 0    さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部情報管理室  
担当 病歴担当 電話 0 4 8 ( 7 6 7 ) 7 1 5 7

#### (2) 交付期間

告示の日から令和 7 年 2 月 1 2 日 (水) まで (さいたま市の休日を定める条例 (平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号) 第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで)

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査 (以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3 (2)に同じ

#### (3) 受付場所

3 (1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3 (1)に同じ

#### (2) 交付日時

令和 7 年 2 月 2 1 日 (金) 午前 9 時から午後 4 時まで

#### (3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 1 1 0 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

### 6 入札手続等

#### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する

金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 3 月 7 日（金）午前 10 時 00 分

イ 場所

さいたま市緑区三室 2460    さいたま市立病院 3 階会議室 1・2

(3) 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 3 月 7 日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区三室 2460    さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部情報管理室  
電話    048（767）7157    FAX    048（873）5451

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部情報管理室及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第 188 号**

さいたま市国民健康保険資格確認書等封入封緘業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年１月２９日

さいたま市長 清水 勇 人

## １ 競争入札に付する事項

### (1) 件名

さいたま市国民健康保険資格確認書等封入封緘業務

### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４外

### (3) 業務概要

仕様書のとおり

### (4) 履行期間

契約締結の日から令和７年８月２９日まで

## ２ 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和５・６年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」又は「文書管理」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ 施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（ＪＩＳＱ１５００１）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準ＪＩＳＱ２７００１（ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１）の認定を受けている者であること。

(5) 国（独立行政法人を含む。）又は人口２０万人以上の地方自治体において同種業務の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

## ３ 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課  
担当　国保事業係　電話　０４８（８２９）１２７６

### (2) 交付期間

告示の日から令和７年２月１２日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年2月12日(水)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年2月17日(月)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 2 月 2 1 日（金）午後 1 時 3 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 浦和区役所 1 階第 1 会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和 7 年 2 月 2 0 日（木）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4 (5)イに同じ

(4) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 2 月 2 1 日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4    さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課  
電話    0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 2 5 2    F A X    0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 6 1

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4    さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課  
電話    0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 2 7 6    F A X    0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 3 8

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てるこ

とはできない。

- (3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第174号

さいたま市子どもケアホームプログラム運営業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市子どもケアホームプログラム運営業務
- (2) 履行場所  
さいたま市浦和区上木崎4-4-10外
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」内の受注希望業務「人材派遣」又は「その他」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 過去2年の間に、地方公共団体において、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年厚生労働省社会・援護局長通知社援発0727第2号別紙）に基づく生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の実績を有し、かつ、誠実に履行している者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10　さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課

担当　子どもケアホーム係　電話　048（711）3896

#### (2) 交付期間

告示の日から令和7年2月14日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)に同じ

#### (2) 交付日時

令和7年2月20日（木）午前9時から午後4時まで

#### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

### 6 入札手続等

#### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月26日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10    さいたま市子ども家庭総合センター3階相談室301

(3) 入札保証金

見積もった金額（支払限度額）の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月26日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札を行った者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎4-4-10    さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター総務課

電話    048（711）1986    FAX    048（711）8904

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎4-4-10    さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課

電話    048（711）3896    FAX    048（711）3994

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

## 8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第149号

令和7年度さいたま新都心バスターミナル管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
令和7年度さいたま新都心バスターミナル管理業務
- (2) 履行場所  
さいたま市大宮区北袋町1-603-1
- (3) 業務概要  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」内の受注希望業務「駐車場管理」の等級区分がA級で登載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者  
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並び

に中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市都市局都市計画部交通政策課  
担当 企画調整係   電話 048(829)1053

#### (2) 交付期間

告示の日から令和7年2月12日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)に同じ

#### (2) 交付日時

令和7年2月21日(金)午前9時から午後4時まで

#### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

### 6 業務委託仕様書等の貸出

業務委託仕様書は、次により貸出するものとする。

#### (1) 貸出場所

3(1)に同じ

(2) 受付期間

3(2)に同じ

7 仕様に関する質問及び回答

仕様に関する質問のある場合は、任意の様式により、電子メールで提出し、提出後速やかに、その旨を電話で連絡すること。

(1) 受付先

電子メールアドレス [kotsu-seisaku@city.saitama.lg.jp](mailto:kotsu-seisaku@city.saitama.lg.jp)

電話 048(829)1053

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 質問に対する回答

回答は、次のとおり閲覧に供するものとする。

ア 閲覧場所

3(1)に同じ

イ 閲覧期間

令和7年2月21日(金)から令和7年3月6日(木)まで(休日を除く午前9時から午後4時まで)

8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月13日(木)午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第5会議室

(3) 入札に関する注意事項

ア 入札参加資格者の確認

入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。その際、入札書には代理人の記名押印をすること。

ウ 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。ただし、辞退する場合には、入札日時までにその旨を必ず届け出ること。

エ 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

オ その他

(7) 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

(イ) 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(ウ) 落札とすべき同額の入札をした者が 2 者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(4) 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 3 月 13 日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

8(2)イに同じ

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格に満たない入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は、1 回とする。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 施行令第 167 条の 4 に定める入札参加資格がない者がした入札及びさいたま市契約規則に違反した入札

イ 記載すべき事項の記載のない入札書又は記載した事項が明らかでない入札書による入札

ウ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札

エ 虚偽の競争入札参加申込兼資格確認申請書を提出した者がした入札

オ 最低制限価格に満たない入札

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市都市局都市計画部都市総務課

電話   048（829）1393    FAX   048（829）1979

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市都市局都市計画部交通政策課

電話   048（829）1053    FAX   048（829）1979

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 支払条件

暦月を単位として、請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議を行う。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

否

10 特記事項

本契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和7年4月1日に確定させる。

11 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市都市局都市計画部交通政策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第142号**

さいたま市消防局救急資器材管理供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市消防局救急資器材管理供給業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以

下「名簿」という。)に業務「保守点検」内の受注希望業務「医療機器保守点検」で登載されている者であり、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28   さいたま市消防局警防部救急課  
担当 菅野、新原   電話 048（833）7981

(2) 交付期間

告示の日から令和7年2月10日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和7年2月10日（月）まで（休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年2月14日（金）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年2月26日（水）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局警防部救急課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月3日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局4階第1調整室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月3日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局警防部救急課

電話 048(833)7981 FAX 048(833)7201

## 7 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市消防局警防部救急課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第143号

さいたま市消防局酸素ボンベ充てん及び容器再検査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

さいたま市消防局酸素ボンベ充てん及び容器再検査業務

### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28外

### (3) 業務概要

仕様書のとおり

### (4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」内の受注希望業務「ガス設備保守点検」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28   さいたま市消防局警防部救急課  
担当 菅野、武富   電話 048（833）7981

#### (2) 交付期間

告示の日から令和7年2月10日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書  
イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

告示の日から令和7年2月10日（月）まで（休日を除く午前9時から午後5時まで）

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)に同じ

#### (2) 交付日時

令和7年2月18日（火）午前9時から午後5時まで

#### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 6 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

#### ア 受領期限

令和7年2月26日（水）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

#### イ 送付先

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局警防部救急課

### (3) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年3月3日（月）午後1時30分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局4階第1調整室

### (4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (5) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年3月3日（月）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

6(3)イに同じ

### (6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

### (8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局警防部救急課

電話 048（833）7981 FAX 048（833）7201

## 7 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市消防局警防部救急課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1 1 7 号

さいたま市学校給食費等帳票印刷封入封緘業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 2 4 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市学校給食費等帳票印刷封入封緘業務
- (2) 履行場所  
さいたま市浦和区常盤 6－4－4 外
- (3) 業務概要  
入札説明書のとおり
- (4) 履行期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「文書管理」内の受注希望業務「封入封緘」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者  
イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受け

ている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（J I S Q 1 5 0 0 1）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準 J I S Q 2 7 0 0 1（I S O / I E C 2 7 0 0 1）の認定を受けていること。

(5) 令和 4 年度以降に、国（独立行政法人を含む。）又は人口 2 0 万人以上の地方公共団体において同種業務の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4   さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課

担当 給食会計係   電話   0 4 8（8 2 9）1 5 9 1

#### (2) 交付期間

告示の日から令和 7 年 2 月 1 0 日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3 (2)に同じ

#### (3) 受付場所

3 (1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3 (1)に同じ

#### (2) 交付日時

令和 7 年 2 月 1 4 日（金）午前 9 時から午後 4 時まで

#### (3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 1 1 0 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 6 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年2月20日（木）午後2時00分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市役所第二別館1階第1会議室

### (3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (4) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年2月20日（木）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

6(2)イに同じ

### (5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

### (7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

電話    048（829）1646    FAX    048（829）1990

### (8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課

電話    048（829）1591    FAX    048（829）1990

## 7 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 8 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第162号

さいたま市立学校給食センターボイラー設備保守管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市立学校給食センターボイラー設備保守管理業務
- (2) 履行場所  
さいたま市中央区本町西6-3-1
- (3) 業務概要  
入札説明書のとおり
- (4) 履行期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」内の受注希望業務「ボイラー運転」の等級区分がA級又はB級で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。  
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者。
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 本業務について、仕様書の内容を遵守し確実に行うことができる者であること。

(7) 過去3年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と設備運転業務又は設備保守管理業務の契約を締結し、誠実に履行した実績があること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市中央区本町西6-3-1   さいたま市教育委員会学校教育部おいしい給食サポート課学校給食センター

電話   048（854）3179

#### (2) 交付期間

告示の日から令和7年2月12日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後3時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)に同じ

#### (2) 交付日時

令和7年2月21日（金）午前9時から午後3時まで

#### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 6 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年3月6日（木）午後1時30分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市役所第二別館1階第1会議室

### (3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (4) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年3月6日（木）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

6(2)イに同じ

### (5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

### (7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

電話    048（829）1646    FAX    048（829）1990

### (8) 業務を担当する課

さいたま市中央区本町西6-3-1    さいたま市教育委員会学校教育部おいしい給食サポート課学校給食センター

電話    048（854）3179    FAX    048（852）3960

## 7 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第163号

さいたま市立学校給食センター学校給食配送業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市立学校給食センター学校給食配送業務
- (2) 履行場所  
さいたま市立学校給食センター、さいたま市立指扇小学校外2校
- (3) 業務概要  
入札説明書のとおり
- (4) 履行期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」内の受注希望業務「学校給食運送」で登載され、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者  
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 本業務について、仕様書及び特記仕様書の内容を遵守し確実に行うことができる者であること。
- (7) 過去３年の間に、地方公共団体において学校給食配送業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市中央区本町西６－３－１　さいたま市教育委員会学校教育部おいしい給食サポート課学校給食センター

電話　０４８（８５４）３１７９

#### (2) 交付期間

告示の日から令和７年２月１２日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前８時３０分から午後３時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

３(2)に同じ

#### (3) 受付場所

３(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

３(1)に同じ

#### (2) 交付日時

令和７年２月２１日（金）午前９時から午後３時まで

#### (3) その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出

た場合のみ受け付けるものとする。

## 6 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年3月6日（木）午後1時45分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所第二別館1階第1会議室

### (3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (4) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年3月6日（木）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

6(2)イに同じ

### (5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

### (7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

電話　048（829）1646　FAX　048（829）1990

### (8) 業務を担当する課

さいたま市中央区本町西6-3-1　さいたま市教育委員会学校教育部おいしい給食サポート課学校給食センター

電話　048（854）3179　FAX　048（852）3960

## 7 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第 171 号**

さいたま市 24 時間子ども SOS 窓口業務（平日夜間及び休日）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 29 日

さいたま市長 清水 勇 人

**1 競争入札に付する事項**

- (1) 件名  
さいたま市 24 時間子ども SOS 窓口業務（平日夜間及び休日）
- (2) 履行場所  
委託者と受託者が協議のうえ決定する。
- (3) 業務概要  
入札説明書のとおり
- (4) 履行期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

**2 競争入札参加資格に関する事項**

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」内の受注希望業務「受付案内」又は業務「その他」内の受注希望業務「その他」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
  - イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受け

ている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間、国又は地方公共団体と、子どもの教育に関する電話相談にかかる業務及び当該業務規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク付与認定及び情報セキュリティマネジメントシステム認定基準 J I S Q 2 7 0 0 1（I S O / I E C 2 7 0 0 1）の認定を受けている者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

ア さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室

担当 管理運営係 電話 048（711）5479

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p077943.html>

#### (2) 交付期間

告示の日から令和7年2月7日（金）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)アに同じ

#### (4) 提出方法

持参又は郵送

#### (5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和 7 年 2 月 7 日（金）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒 3 3 0 - 0 0 7 1    さいたま市浦和区上木崎 4 - 4 - 1 0    さいたま市教育委員会事務局  
学校教育部総合教育相談室

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3 (1) アに同じ

(2) 交付日時

令和 7 年 2 月 1 4 日（金）午前 9 時から午後 4 時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 1 1 0 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 2 月 2 0 日（木） 1 3 時 3 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4    さいたま市役所第二別館 1 階第 1 会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 2 月 2 0 日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2) イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第 4 項及び第 5 項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課  
電話    048 (829) 1646    FAX    048 (829) 1990

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎 4-4-10    さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室  
電話    048 (711) 5479    FAX    048 (711) 5672

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第 172 号**

さいたま市 SNS を活用した相談窓口業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 29 日

さいたま市長    清   水   勇   人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市 SNS を活用した相談窓口業務

(2) 履行場所

委託者と受託者が協議のうえ決定する。

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」内の受注希望業務「受付案内」又は業務「その他」内の受注希望業務「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間、国又は地方公共団体と、子どもの悩みに関するSNSを活用した相談にかかる業務及び当該業務規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

(7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク付与認定及び情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室

担当 管理運営係 電話 048（711）5479

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p077934.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和7年2月7日（金）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年2月7日（金）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市教育委員会事務局  
学校教育部総合教育相談室

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和7年2月14日（金）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月20日(木) 13時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月20日(木) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

電話 048(829)1646   FAX 048(829)1990

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎4-4-10   さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室

電話 048(711)5479   FAX 048(711)5672

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

## 8 その他

- (1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第184号

さいたま市中学校ICT支援員委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市中学校ICT支援員委託業務
- (2) 履行場所  
さいたま市南区南本町2-25-27 さいたま市立岸中学校外
- (3) 業務概要  
入札説明書のとおり
- (4) 履行期間  
令和7年4月1日から令和8年2月28日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受け

ている期間がない者であること。

- (4) 告示日より過去２年以内において、ＩＣＴ支援業務を行う契約を国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と２回以上締結し、履行した実績を有する者であること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム認定基準ＪＩＳＱ２７００１（ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１）の認定を受けている者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区岸町６－１３－１５　さいたま市教育委員会教育研究所  
担当　管理係　電話　０４８（８３８）０７８１

#### (2) 交付期間

告示の日から令和７年２月１２日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）

#### (3) 交付方法

ＣＤ－ＲＯＭ

#### (4) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

３(２)に同じ

#### (3) 受付場所

３(１)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

３(１)に同じ

#### (2) 交付日時

令和７年２月２６日（水）午前９時から午後４時まで

#### (3) その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 6 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年3月6日（木）午後2時45分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市役所第二別館1階第1会議室

### (3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (4) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年3月6日（木）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

6(2)イに同じ

### (5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

### (6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

### (8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課  
電話 048（829）1646    FAX 048（829）1990

### (9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区岸町6-13-15    さいたま市教育委員会教育研究所  
電話 048（838）0781    FAX 048（838）0888

## 7 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

## 8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会教育研究所及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第166号

さいたま市青少年宇宙科学館設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市青少年宇宙科学館設備管理業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区駒場2-3-45外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で登載され、かつ、さいたま市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と延床面積6,000㎡以上の施設における同業務の契約を1回以上締結し、かつ、履行した実績を有する者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条に規定する第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者を1名以上配置できる者であること。
- (6) 本業務を実施する営業所等において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号の建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。
- 3 入札説明書の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- ア さいたま市浦和区駒場2-3-45 さいたま市教育委員会青少年宇宙科学館  
担当 管理係 電話 048（881）1515
- イ さいたま市ホームページからダウンロード  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p069244.html>
- (2) 交付期間
- 告示の日から令和7年2月11日（火）まで（3(1)アにおいては、さいたま市青少年宇宙科学館条例（平成13年さいたま市条例第125号）第4条第1項に規定する休館日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付費用
- 無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
- 3(2)に同じ
- (3) 受付場所
- 3(1)アに同じ
- (4) 提出方法
- 持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- 3(1)アに同じ
- (2) 交付日時
- 令和7年2月18日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和７年２月２８日（金）午前９時００分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所第二別館１階第１会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和７年２月２８日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

６(２)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課  
電話　０４８（８２９）１７０５　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８９

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区駒場２－３－４５　さいたま市教育委員会青少年宇宙科学館  
電話　０４８（８８１）１５１５　ＦＡＸ　０４８（８８２）９７０２

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定

に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会青少年宇宙科学館及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第 1 1 9 号**

さいたま市立中央図書館外 3 館窓口等業務外 3 件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 2 4 日

さいたま市長 清 水 勇 人

**1 競争入札に付する事項**

(1) 件名

ア さいたま市立中央図書館外 3 館窓口等業務

イ さいたま市立武蔵浦和図書館外 6 館窓口等業務

ウ さいたま市立大宮西部図書館外 5 館窓口等業務

エ さいたま市立春野図書館外 6 館窓口等業務

(2) 履行場所

ア 1 (1)アの業務 さいたま市浦和区東高砂町 1 1 - 1 外

イ 1 (1)イの業務 さいたま市南区別所 7 - 2 0 - 1 外

ウ 1 (1)ウの業務 さいたま市北区榎引町 2 - 4 9 9 - 1 外

エ 1 (1)エの業務 さいたま市見沼区春野 2 - 1 2 - 1 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

**2 競争入札参加資格に関する事項**

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」内の受注希望業務「その他」で掲載されている者であるこ

と。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和2年4月1日以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種の契約実績を1件以上有している者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1   さいたま市教育委員会中央図書館管理課  
担当 吉田   電話 048（871）2172

(2) 交付期間

告示の日から令和7年2月10日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

### 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年2月14日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付して申し出た場合のみ受け付けるものとする。複数の業務において4の書類を提出する場合は、2件の場合は110円切手、3件以上の場合は180円切手を貼付して申し出た場合は、複数の業務を併せて郵送するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

⑦ 1(1)アの業務 令和7年2月20日（木）午前10時45分

⑧ 1(1)イの業務 令和7年2月20日（木）午前11時00分

⑨ 1(1)ウの業務 令和7年2月20日（木）午前11時15分

⑩ 1(1)エの業務 令和7年2月20日（木）午前11時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月20日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課

電話 048 (829) 1705 FAX 048 (829) 1989

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市教育委員会中央図書館管理課

電話 048 (871) 2172 FAX 048 (884) 5500

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会中央図書館管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第147号**

さいたま市市議会だより企画編集・印刷製本業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市議会だより企画編集・印刷製本業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

さいたま市議会が年度4回発行する広報紙「市議会だよりさいたま」の企画編集及び印刷製本に係る業務

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」内の受注希望業務「パンフレット等」又は「デザイン」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 1回当たり発行部数15万部以上の広報紙を年4回以上定期的に印刷し納入する旨の契約を締結し、納入した実績を有する、又は、4回目以降の広報紙を告示日現在において納入中である者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課  
担当 広報係 電話 048(829)1748

イ さいたま市議会ホームページからダウンロード  
<https://www.city.saitama.lg.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>

#### (2) 交付期間

本入札の告示日から令和7年2月11日（火）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

### 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書  
イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

本入札の告示日から令和7年2月12日（水）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 受付場所

3(1)アに同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和7年2月17日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和7年2月20日（木）午後4時までに、さいたま市議会局総務部秘書総務課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月25日（火）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所議会棟2階第4委員会室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月25日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(6) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(8) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(9) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

8 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が 2 人以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

10 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

11 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市議会局総務部秘書総務課

電話    048（829）1747    FAX    048（829）1984

12 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

13 支払条件

支払いは、実績数量に応じて行う。

14 特記事項

本入札に係る契約の効果は、令和 7 年度予算の成立を要件とする。

15 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第 148 号

さいたま市議会公用車運転管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 28 日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市議会公用車運転管理業務

#### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

#### (3) 業務概要

さいたま市議会の議長車及び副議長車の運転管理業務

#### (4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」内の受注希望業務「観光バス運行」、「送迎バス運行」又は「その他の運送・運行」のいずれかに登載され、かつ、本市内に本店または支社、営業所等の拠点を有しているものであること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者。

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 過去 3 年以内に、国若しくは地方公共団体の特別職用公用車又は民間企業等の役員車の運行管理業務を履行した実績を有する者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等を交付するものとする。

#### (1) 交付方法

さいたま市議会ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和7年2月11日（火）まで

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

本入札の告示日から令和7年2月12日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

担当 秘書係 電話 048（829）1748

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和7年2月17日（月）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時に、110円切手を貼付した返信用封筒を用意のうえ、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価（ただし、臨時業務にかかる委託料を除く。）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月25日（火）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4    さいたま市役所議会棟 2 階第 4 委員会室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 2 月 25 日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第 4 項及び第 5 項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が 2 者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4    さいたま市議会局総務部秘書総務課

電話 048（829）1748    FAX 048（829）1984

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本入札に係る契約の効果は、令和 7 年度予算の成立を要件とする。

9 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

○公募型プロポーザル方式の手続の開始

**さいたま市告示第96号**

さいたま市地域包括支援センター設置運営業務（桜区北部圏域）について、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和7年1月21日

さいたま市長 清水 勇 人

**1 企画提案書の招請に付する事項**

(1) 件名

さいたま市地域包括支援センター設置運営業務（桜区北部圏域）

(2) 履行場所

さいたま市桜区北部圏域外

(3) 業務概要

要求水準書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は35,077,333円（本業務は、消費税及び地方消費税額「消費税施行令第十四条の三第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等」（平成18年厚生労働省告示第311号）及び消費税法基本通達6-7-10により非課税）とする。

**2 企画提案書の提出者の資格に関する事項**

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本招請日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されており、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格（物品等）の申請をしている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加しようとする者

- (3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措

置を受けている期間がない者であること。

(4) 法人格を有し、かつ、以下のア～エのいずれかに該当する者。

ア 令和6年4月1日時点で、さいたま市において、介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業所を3年以上運営している者

イ さいたま市において、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターを運営している者

ウ さいたま市において、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人（在宅）介護支援センターを運営している者

エ 令和元年度から令和5年度に、他自治体において、通算3年度分の地域包括支援センター運営業務の履行実績がある者

3 企画提案に係る実施要領等の交付

さいたま市ホームページからダウンロード

(1) 交付方法

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p118656.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和7年2月10日（月）まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次により参加意思表明書を提出すること。

(1) 提出書類

実施要領のとおり

(2) 提出期間

本招請日から令和7年2月10日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所2階

さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課

担当 地域支援係 電話 048（829）1257 FAX 048（829）1981

(4) 提出方法

持参のみ

(5) 参加資格の確認

参加意思表明書を提出した者に対しては、本件への参加資格の有無にかかる通知を、令和7年2月12日（水）までに発送する。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

本招請日から令和7年2月7日（金）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける（詳細は実施要領による）。

メールアドレス [ikiiki-choju-suishin@city.saitama.lg.jp](mailto:ikiiki-choju-suishin@city.saitama.lg.jp)

イ 電子メール送信後、4(3)に記載の電話番号に、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(3) 質問に対する回答予定日

令和7年2月10日(月)までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p118656.html>

6 事業計画書等の提出

(1) 提出書類

実施要領のとおり

(2) 提出期間

本招請日から令和7年2月10日(月)まで(休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参のみ

(5) 無効となる事業計画書

次の事業計画書は、無効とする。

ア 2に定める資格要件を満たさなくなった者が提出した事業計画書

イ 虚偽の記載をした事業計画書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した事業計画書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した事業計画書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した事業計画書

カ 業務主管課の指示に従わなかった場合

7 審査・選定

優先交渉者の決定にあたっては、さいたま市地域包括支援センター設置運營業務(桜区北部圏域)受託法人選定委員会において、事業計画書等及びプレゼンテーションをもとに審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日(の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (3) この事業計画書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された事業計画書等は、返却しない。
- (5) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市役所2階

さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課

電話 048(829)1257   FAX 048(829)1981

〔水道局〕

○特定調達契約の落札者等の公示

## さいたま市水道局公告（調達）第2号

次のとおり落札者等について公示します。

令和7年1月31日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①2-1 ②(1)水道メーターの購入（その10） 8,400個（平型20mm） (2)水道メーターの購入（その11） 8,400個（平型20mm） (3)水道メーターの購入（その12） 8,400個（平型20mm） (4)水道メーターの購入（その13） 4,301個（リモート式20mm・25mm、電磁式150mm） (5)水道メーターの購入（その14） 4,436個（電子式20mm・40mm） ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和6年12月19日 ⑤(1),(2)及び(5)アズビル金門株式会社さいたま支店 執行役員支店長 吉田洋 東京都豊島区巢鴨5-9-8 (3)東洋計器株式会社北関東支店 支店長 上野宏隆 さいたま市北区宮原町4-2-20 第三益山ビル3階 (4)愛知時計電機株式会社大宮営業所 所長 小川雄平 さいたま市大宮区大成町1-101 斉藤ビル ⑥(1)31,402,800円 (2)31,218,000円 (3)31,020,000円 (4)44,918,500円 (5)39,156,040円 ⑦一般競争入札 ⑧令和6年10月31日さいたま市水道局公告（調達）第15号

○一般競争入札の告示

## さいたま市水道局告示第4号

水道施設警備業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月27日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

水道施設警備業務

#### (2) 履行場所

さいたま市見沼区御蔵1567-1外22か所

#### (3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

2 参加形態

単体企業

3 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「警備」で登載され、かつ等級区分が A 級であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間に、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市水道局設定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していないこと。

- (5) 本入札の告示日において、平成 26 年度以降、国又は地方公共団体等を相手方として、「人間警備及び機械警備業務」の契約（同一契約とする）を締結し、履行を誠実に完了した実績を有している者であること。

- (6) 開札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (7) 開札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

4 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

- (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/070/072/p117506.html>

- (2) 交付期間

告示の日から令和 7 年 2 月 13 日（木）まで

- (3) 交付費用

無償

5 仕様書解凍用パスワードの交付

本件に係る仕様書には解凍用のパスワードを設定しているため、解凍用パスワードの通知を希望

する者は、水道局仕様書解凍用パスワード通知申請書を電子メールにより提出すること。

(1) 申請様式交付場所

4 (1)に同じ

(2) 受付先

電子メールアドレス [suido-kanzai@city.saitama.lg.jp](mailto:suido-kanzai@city.saitama.lg.jp)

(3) 受付期間

4 (2)に同じ

(4) 通知方法

電子メール

6 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 3 (5)の条件を証明する契約書及び検査結果通知書の写し

(2) 受付期間

告示の日から令和7年2月13日（木）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課  
契約係

(4) 提出方法

持参又は郵送

7 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

6 (3)に同じ

(2) 交付日時

令和7年2月21日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送にて交付を希望する者については、6の書類提出時において返信用封筒（角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの）に180円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

8 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、さいたま市ホームページ（4 (1)に同じ）から質問書をダウンロードし、次のとおり提出すること。

(1) 提出先

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

担当 契約係 電話 048 (714) 3080 FAX 048 (832) 3336

電子メールアドレス [suido-kanzai@city.saitama.lg.jp](mailto:suido-kanzai@city.saitama.lg.jp)

(2) 受付期間

告示の日から令和7年2月13日(木)午後4時まで

(3) 提出方法

FAXまたは電子メール

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年2月21日(金)に入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知を受けた者に交付する。

9 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送(一般書留又は簡易書留等)による提出とする。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和7年3月4日(火)午後5時まで

イ 送付先

6(3)に同じ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月6日(木)午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階入札室

(4) 入札保証金

さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。)第22条第1項第3号の規定により免除とする。

(5) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

ア 契約事務規程第27条に該当する入札は無効とする。

イ 9(1)、(2)及び入札説明書の規定に反して提出された入札書は、無効とする。

ウ 最低制限価格を下回る入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

電話 048 (714) 3080 FAX 048 (832) 3336

## 10 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 11 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の競争入札参加資格確認結果通知を受けた者は、令和7年2月28日(金)までにさいたま市水道局業務部管財課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

## 12 入札に関する注意事項

### (1) 入札参加資格者の確認

入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

### (2) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

### (3) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

### (4) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

### (5) 最低制限価格

設定する。（最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。）

### (6) その他

ア 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

イ 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、くじ引きを行い落札者を決定する。

## 13 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 明らかに入札参加資格がないと認められる場合は、競争入札参加申込兼資格確認申請書等を受理しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、履行場所等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 履行期間の始期に属する年度にかかる予算の議決を条件として、本契約が成立する。

(5) 契約の相手方とは、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約により契約を締結する。  
従って、契約期間中であっても、予算の減額又は削除があった場合は、協議の上、この契約を変

更又は解除することができる。

- (6) 契約条項等は、さいたま市水道局業務部管財課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/002/index.html>

## さいたま市水道局告示第5号

小型貨物ハイブリッド自動車賃貸借（令和7年度）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月27日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

小型貨物ハイブリッド自動車賃貸借（令和7年度）

- (2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16外3か所

- (3) 数量・特質等

ア 数量 7台

イ 特質等 入札説明書及び仕様書のとおり

- (4) 借入期間

令和7年10月1日から令和12年11月30日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「自動車リース」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間に、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市水道局設定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 仕様書の内容を遵守し、賃貸借された納入機器を設置及び設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が生じた場合には、即時に対応ができる者であること。
- 3 入札説明書等の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。
- (1) 交付方法
- さいたま市ホームページからダウンロード
- <https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/070/080/p118383.html>
- (2) 交付期間
- 告示の日から令和7年2月7日（金）まで
- (3) 交付費用
- 無償
- 4 仕様書解凍用パスワードの交付
- 本件に係る仕様書には解凍用のパスワードを設定しているため、解凍用パスワードの通知を希望する者は、水道局仕様書解凍用パスワード通知申請書を電子メールにより提出すること。
- (1) 申請様式交付場所
- 3(1)に同じ
- (2) 受付先
- 電子メールアドレス [suido-kanzai@city.saitama.lg.jp](mailto:suido-kanzai@city.saitama.lg.jp)
- (3) 受付期間
- 3(2)に同じ
- (4) 通知方法
- 電子メール
- 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
- 告示の日から令和7年2月7日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 受付場所
- 〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課  
契約係
- (4) 提出方法
- 持参又は郵送
- 6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

5(3)に同じ

(2) 交付日時

令和7年2月14日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒（角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの）に180円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送（一般書留又は簡易書留等）による提出とする。

イ 総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和7年2月25日（火）午後5時まで

イ 送付先

5(3)に同じ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月27日（木）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号、以下「契約事務規程」という。）第22条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 入札保証金免除申請

ア 提出書類

入札説明書のとおり

イ 申請期間

3(2)のとおり

(6) 入札参加資格者の確認

入札参加資格がある旨の通知を受けたものであっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(7) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者及び初回の入札で無効とされた者は、再度入札に参加することはできない。

(8) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(9) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 契約事務規程第27条の規定において無効と定める入札

イ 入札（見積）金額内訳書（以下「内訳書」という。）の記載がない者、内訳書の積算に誤りがある者又は内訳書の金額が入札金額と一致していない者がした入札

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16    さいたま市水道局業務部管財課

電話 048（714）3080    FAX 048（832）3336

(12) その他

ア 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

イ 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第22条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された確認申請書等は、返却しない。

(2) 明らかに入札参加資格がないと認められる場合は、競争入札参加申込兼資格確認申請書等を受理しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、借入場所等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 履行期間の始期に属する年度にかかる予算の議決を条件として、本契約が成立する。

(5) 契約の相手方とは、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約により契約を締結する。従って、契約期間中であっても、予算の減額又は削除があった場合は、協議の上、この契約を変更又は解除することができる。

(6) 契約条項等は、さいたま市水道局業務部管財課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/002/index.html>